

第 6 期 大 阪 狭 山 市 障 が い 福 祉 計 画
第 2 期 大 阪 狭 山 市 障 が い 児 福 祉 計 画

令和 3 年（2021 年） 3 月

大 阪 狭 山 市

は じ め に

本市では、平成30年（2018年）3月に障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きる「共生社会」の実現をめざし「第3次大阪狭山市障がい者計画、第5期大阪狭山市障がい福祉計画及び第1期大阪狭山市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスや障がい児通所支援などを充足させ、障がい者（児）の地域生活を支える支援体制の整備に取り組んでまいりました。



また、令和2年（2020年）4月には、大阪狭山市手話言語条例を制定し、手話は言語であるという認識のもと、すべての市民がお互いに人格や個性を尊重しあうという基本理念を定め、手話への理解促進及び手話の普及に努めています。

今回の「第6期大阪狭山市障がい福祉計画及び第2期大阪狭山市障がい児福祉計画」は、「第3次大阪狭山市障がい者計画」の基本理念のもと、障がい者（児）が地域で希望する生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点等の整備をさらに充実させることや、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築することを基本方針に掲げています。保健・医療・福祉など様々な分野の機関との連携を強化し、障がい者（児）の地域生活を支える施策を積極的に展開していきます。

今般の新型コロナウイルス感染症の流行により私たちの生活は大きく変容しました。新しい生活様式のなかでも、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスや障がい児通所支援などより一層の充実を図り、必要な支援を適切な時期に届けられる体制を築いてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました大阪狭山市障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年（2021年）3月

大阪狭山市長 古川 照人

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画の策定体制	3
第2章 計画の基本的な考え方.....	4
1 国が示す基本指針について.....	4
2 大阪府が示す基本的な考え方について	5
3 大阪狭山市の基本理念と基本方針	6
4 これまでの成果目標の達成状況.....	7
5 令和5年度（2023年度）における成果目標.....	10
第3章 障がい福祉サービス等の見込み.....	18
1 障がい福祉サービスの利用状況と見込み	20
2 障がい児通所支援の利用状況と見込み	34
3 地域生活支援事業の実施状況と見込み	37
4 障がい者の権利擁護と安全確保.....	44
第4章 計画の推進.....	45
1 計画の推進体制	45
2 計画の進行管理	45

資料編	46
1 大阪狭山市の障がい者（児）を取り巻く現状.....	47
2 アンケート調査結果（抜粋）	62
3 第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画における各事業の 提供体制（抜粋）	72
4 大阪狭山市障害者施策推進協議会条例及び検討委員会設置規程.....	73
5 大阪狭山市障害者施策推進協議会委員名簿	78
6 策定経過.....	79
7 用語解説.....	80



計画策定にあたって

Ⅱ 1 計画策定の背景と趣旨

近年、地域社会での共生の実現に向けた新たな障がい保健福祉施策を講じていくため、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）へと見直されました。また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立するなど、障がい者福祉を取り巻く環境は引き続き大きく変化しています。

本市では、平成30年（2018年）に障害者総合支援法の基本理念や趣旨、これに基づき国が策定する基本指針を踏まえ、本市における共生社会の実現に向けた分野別施策の方向性を定めた「第3次大阪狭山市障がい者計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、「誰もが安心して暮らせる共生社会の実現をめざして」という基本理念のもと、目標となる令和8年度（2026年度）に向け障がい者施策を総合的に推進しています。

また、同年、第3次計画と一体的に障がい者の地域生活を支える障がい福祉サービス、障がい児通所支援などの量的・質的な充実を一層図るため、「第5期大阪狭山市障がい福祉計画及び第1期大阪狭山市障がい児福祉計画」（以下「第5期計画等」という。）を策定し、障がい福祉サービスの充実・強化に取り組んできました。

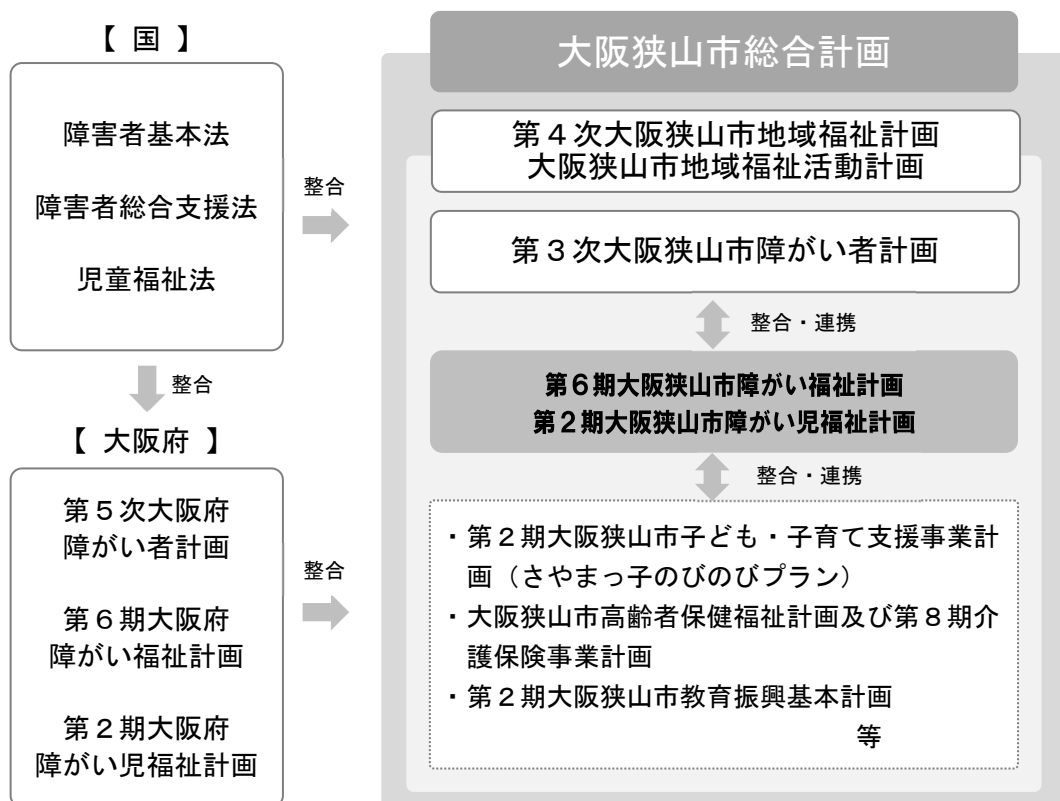
第5期計画等の計画期間が令和2年度（2020年度）をもって終了することから、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度（2021年度）を初年度とした「第6期大阪狭山市障がい福祉計画及び第2期大阪狭山市障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の基本指針に基づき、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度(2023年度)末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、「大阪狭山市総合計画」及び「第4次大阪狭山市地域福祉計画」を上位計画とし、第3次計画と整合・連携を図りながら策定します。

また、大阪府障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画等関連計画とも整合性を図り策定します。



3 計画の対象

「障がい者」の定義については、障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。さらに、社会的障壁については、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

以上の定義を踏まえ、本計画の対象者は、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している人だけでなく、難病患者、療育の必要な児童・生徒、発達障がい者、高次脳機能障がい者や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人、医療と福祉との制度の狭間にあって十分な支援が行き届いていない人など日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としています。

4 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間で計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
第3次大阪狭山市障がい者計画（平成30年度（2018年度）から令和8年度（2026年度）までの9年間）								
第5期大阪狭山市障がい福祉計画 第1期大阪狭山市障がい児福祉計画			第6期大阪狭山市障がい福祉計画 第2期大阪狭山市障がい児福祉計画			第7期大阪狭山市障がい福祉計画 第3期大阪狭山市障がい児福祉計画		

5 計画の策定体制

策定にあたっては、令和2年度（2020年度）に実施した本計画策定に向けたアンケート調査の結果を踏まえ、現在の事業の課題等や新たに生じた障がい福祉サービスの需要などを総合的に検討し、施策の充実を図ります。

さらに市役所内関係部の部長で構成される「大阪狭山市障害者計画、大阪狭山市障害福祉計画及び大阪狭山市障害児福祉計画検討委員会」での検討や関係団体・機関などの代表者、学識経験者などで構成される「大阪狭山市障害者施策推進協議会」での審議、パブリックコメントを実施し、市民からの意見を聴取しながら策定しました。



第 2 章

計画の基本的な考え方

Ⅱ 1 国が示す基本指針について

基本指針は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として示されたものです。

（１）障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的理念

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援
6. 障がい福祉人材の確保
7. 障がい者の社会参加を支える取り組み

（２）障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者(児)に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

Ⅱ 2 大阪府が示す基本的な考え方について

大阪府においては、障害者基本法に基づく障がい者計画に、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を包含して一体的に策定しており、第4次大阪府障がい者計画の策定にあたっては、以下のとおり基本理念、基本原則及び最重点課題を定めています。また、令和3年度(2021年度)からの第5次大阪府障がい者計画においてもこの基本理念、基本原則及び最重点課題は概ね踏襲される見込みとなっています。

(1) 基本理念

人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり

(2) 基本原則

1. 権利の主体としての障がい者の尊厳の保持
2. 社会的障壁の除去・改善
3. 障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求
4. 真の共生社会・包摂的（インクルーシブ）な社会の実現
5. 多様な主体による協働

(3) 最重点課題

1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進
2. 障がい者の就労支援の強化
3. 施策の谷間にあった分野への支援の充実

Ⅲ 大阪狭山市の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、計画の連続性、整合性を図る観点から、第3次計画及び第5期計画等の理念を継承することとします。

誰もが安心して暮らせる共生社会の実現をめざして

また、この理念とともに、障害者基本法第3条に定められている地域社会における共生や社会参加の機会の確保などに関する考え方をはじめ、障害者基本法第4条の差別禁止に関する条項などを根本的な原則として、ユニバーサルデザイン等の考え方の普及により、市民一人ひとりが障がいのことを理解し、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、差別や障壁をなくすよう努め、障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きる共生社会の実現をめざし、本計画を推進するものとします。

(2) 基本方針

国の基本指針、大阪府が示す基本的な考え方を踏まえ、本計画の取組みを進めていく上での重点的な基本方針を以下のとおりとします。

①地域生活移行や就労支援を進める支援の充実とサービス提供体制の整備

障がい者が地域で希望する生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点等の整備を充実させ、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備します。

また、障がい者が自分らしく活躍できる生活を送るために、就労後も安心して働けるよう就労定着支援等のサービス提供体制を整備し、働きやすい環境づくりを進めます。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域の支援者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組みの推進が必要です。

これを踏まえ精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4 これまでの成果目標の達成状況

第5期計画等の達成状況については次のとおりです。

(1) 第5期大阪狭山市障がい福祉計画の達成状況

項目	国の基準	大阪府 の基準	大阪狭山 市の目標	実績	
				平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
福祉施設から地域生活への移行促進	施設入所者の地域移行：平成28年度(2016年度)末の人数(27人)から9%以上移行	国基準と同じ	3人	2人	1人
	施設入所者数の削減：平成28年度(2016年度)末時点から2%以上削減	国基準と同じ	26人	30人	31人
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和2年度(2020年度)末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	国基準と同じ	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等の整備	令和2年度(2020年度)末までに各市町村又は各圏域に拠点型もしくは面的整備にて少なくとも一つを整備する	国基準と同じ	面的整備	面的整備	面的整備
福祉施設から一般就労への移行促進	一般就労への移行者数の増加：令和2年度(2020年度)中に一般就労に移行する者を、平成28年度(2016年度)の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする	大阪府 全体で1,700人以上	8人	11人	10人
	就労移行支援利用者数の増加：令和2年度(2020年度)末における利用者数が、平成28年度(2016年度)末における利用者数の2割以上増加する	国基準と同じ	15人	15人	18人
	就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加：令和2年度(2020年度)末までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする	国基準と同じ	5割	0割	0割
	就労定着支援による職場定着率の増加：各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする	国基準と同じ	8割	0割	5割

項目	国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の目標	実績	
				平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
工賃の向上	就労継続支援（B型）事業所における工賃の月額平均額	個々の事業所が設定した目標工賃を踏まえて大阪府が目標値を設定	11,721 円	10,162 円	10,633 円

【現状と課題】

- 福祉施設から地域生活への移行については、令和元年度（2019年度）実績までに3名が入所施設を退所し、グループホームなどの地域生活に移行しました。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、地域自立支援協議会の中に地域包括ケアシステム部会を設置しています。市内医療機関、保健所、委託相談支援事業所、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）（以下、「CSW」という。）、地域精神医療体制整備広域コーディネーターが参加し年間5回程度、地域移行や退院支援についての情報共有や支援方法についての検討を行っています。
- 地域生活支援拠点等の整備について、本市では、複数の機関が分担して機能を担う面的整備を実施しています。緊急時における相談支援、地域の体制づくり、ネットワークの確保を行うコーディネーター事業については、南河内6市町村（本市、富田林市、河内長野市、河南町、太子町、千早赤阪村）で共同実施しています。緊急時の宿泊、宿泊体験利用については、市内事業所に委託し事業を実施しています。
- 就労支援について、令和元年度において一般就労への移行者数の増加及び就労移行利用者数の増加については目標を上回っていますが、その他の項目は目標を達成していません。就労意欲を持つ障がい者がその能力や適正に応じた就労を実現するため、必要な訓練や指導が受けられる就労移行支援を積極的に活用していくことが必要です。
- 就労継続支援（B型）の工賃については、上昇はしていますが、目標を達成することはできなかったことから、工賃向上に向けた事業所の取組みを支援していく必要があります。

(2) 第1期大阪狭山市障がい児福祉計画の達成状況

項目	国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の目標	実績	
				平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築	令和2年度(2020年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)	国基準と同じ	1か所	1か所	1か所
	令和2年度(2020年度)末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	国基準と同じ	1か所	1か所	2か所
医療的ニーズへの対応	令和2年度(2020年度)末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する	国基準と同じ	1か所	0か所	1か所
	令和2年度(2020年度)末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける	国基準と同じ	平成30年度(2018年度)末までに設置	医療的ケア児ワーキングの立ち上げ	設置

【現状と課題】

- 児童発達支援センターについては南河内6市町村（本市、富田林市、河内長野市、河南町、太子町、千早赤阪村）で共同利用体制を構築しています。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、令和2年（2020年）2月に1か所、大阪府の指定を受けました。
- 医療的ケア児支援について、基幹相談支援センターの相談支援専門員が医療的ケア児コーディネーターとなり、市内の重症心身障がい児の相談支援にあたっています。また、地域自立支援協議会の中に医療的ケア児ワーキングを平成30年度（2018年度）に立ち上げ、市内の重症心身障がい児のサービス利用の調整や地域課題の解決に向け協議を行っています。医療的ケア児に対し切れ目のない支援を行うことが重要なことから、引き続き協議の場を通して関係機関と緊密な連携を図ります。

5 令和5年度（2023年度）における成果目標

本計画の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度（2023年度）末を目標年度として成果目標を設定します。

成果目標の基準は国が定めており、この基準を踏まえた目標を設定することが基本となりますが、国基準を踏まえた大阪府の基準も設定されており、本市では国、大阪府の基準を踏まえた成果目標を設定するものとします。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

（1）第6期大阪狭山市障がい福祉計画の目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

【成果目標】

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の現状	大阪狭山市の令和5年度（2023年度）末目標
施設入所者の地域移行：令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする	国基準と同じ	令和元年度（2019年度）施設入所者数 31人	2人 (6.5%)
施設入所者数の削減：令和5年度（2023年度）末の施設入所者数を令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する	国基準と同じ	令和元年度（2019年度）施設入所者数 31人	1人 (3.2%) 施設入所者数 30人

【目標達成に向けての方策】

- 入所施設や相談支援事業所との連携を強化し、住居の確保、地域生活の準備、福祉サービスの見学・体験のための外出支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談、支援を行います。また、地域での生活を体験できるグループホーム体験入居を利用し、地域移行を推進します。
- 重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する場合、例えば日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保するなど、安心して暮らすことができる住まいの場を提供できるサービス提供体制の確保に努めます。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【成果目標】

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の現状	大阪狭山市の令和5年度（2023年度）末目標
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上を基本とする	国基準と同じ	—	退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上
精神病床における1年以上の長期入院患者数の設定（※市内精神病床の入院患者数）	令和5年6月末時点で8,688人	令和元年6月末時点で76人	72人
精神病床における早期退院率について、入院後3ヶ月時点の退院率は69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上を基本とする	国基準と同じ	—	入院後3ヶ月時点の退院率は69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上

【活動指標】

活動指標	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の年間開催回数	5回	5回	5回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の年間延べ参加者数	50人	50人	50人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	8人	10人	12人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人

【目標達成に向けての方策】

- 本市では、地域自立支援協議会内に地域包括ケアシステム部会を設置し、市内精神科病院の専門職、保健所、相談支援事業所、CSW や地域精神医療体制整備広域コーディネーターが参加し、地域移行への取組みの共有や研修を行っています。入院すると障がい福祉サービスの利用が途切れてしまい、実情の把握が困難です。また、アンケート結果をみると、特に充実すべき障がい福祉施策として、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」の割合が高くなっています（資料編 図2-16）。部会の中で、長期入院患者についての保健・医療サービスの情報提供を受け、必要な障がい福祉サービスの利用を検討し利用支援を行うことで地域移行支援を進めます。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【成果目標】

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の現状	大阪狭山市の令和5年度（2023年度）末目標
令和5年度（2023年度）末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する	国基準と同じ	面的整備済み	継続

【活動指標】

活動指標	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
地域生活支援拠点の設置か所数	1か所	1か所	1か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	3回	3回	3回

【目標達成に向けての方策】

- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が地域で自立した生活を行うためには、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会や専門的人材の確保）が必要です。現在、南河内6市町村（本市、富田林市、河内長野市、河南町、太子町、千早赤阪村）が共同で総合的な相談を受けるコーディネーター事業を実施しています。また、地域生活に向けた体験利用や緊急時の宿泊については市内の生活介護事業所に委託し事業を実施しています。
- 今後は、コーディネーター事業について共同実施している市町村と事業のあり方について検討を重ねていきます。また、体験利用や緊急時の宿泊については事業所の受け入れ体制をより充実させるため、委託先事業所との連携を密にし、適切な利用を促進します。

④福祉施設から一般就労への移行促進

【成果目標】

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の現状	大阪狭山市の令和5年度(2023年度)末目標
一般就労移行者数：令和5年度(2023年度)中、令和元年度(2019年度)実績の1.27倍以上	国基準と同じ	令和元年度(2019年度)10人	16人
就労移行支援における一般就労移行者数：令和5年度(2023年度)中、令和元年度(2019年度)実績の1.30倍以上	国基準と同じ	令和元年度(2019年度)8人	12人
就労継続支援A型における一般就労移行者数：令和5年度(2023年度)中、令和元年度(2019年度)実績の1.26倍以上	国基準と同じ	令和元年度(2019年度)0人	1人
就労継続支援B型における一般就労移行者数：令和5年度(2023年度)中、令和元年度(2019年度)実績の1.23倍以上	国基準と同じ	令和元年度(2019年度)2人	3人
令和5年度(2023年度)における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用する	国基準と同じ	—	7割
令和5年度(2023年度)における就労定着支援による支援開始から1年後の職場に定着させる割合が8割以上の事業所を全体の7割以上とする	国基準と同じ	—	7割
就労継続支援(B型)事業所における工賃の月額平均額	個々の事業所が設定した目標工賃を踏まえて大阪府が目標値を設定	令和元年度(2019年度)10,633円	11,165円

【目標達成に向けての方策】

- アンケート結果をみると、障がい者の就労支援で必要なこととして、「職場の上司や同僚の障がいへの理解」や、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の割合が高くなっています(資料編 図2-7)。就労定着支援を利用し、事業所に対して障がい者の特性に応じた環境づくりを呼びかけることで、適切な障がい者雇用に努めます。
- 有効な障がい者雇用促進策について、引き続き、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターと連携し、企業などに対し、障がい者雇用に対する理解促進及び各種制度の周知に努めます。
- 障がい者就労施設などで就労する障がい者の収入を確保し、自立を促進するため、市役所業務において障がい者作業所からの物品購入等を推進し、受注機会の確保を図ります。

⑤相談支援体制の充実・強化等

【成果目標】

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の現状	大阪狭山市の令和5年度（2023年度）末目標
令和5年度（2023年度）末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保	国基準と同じ	実施	継続

【活動指標】

活動指標	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
基幹相談支援センターの設置	設置済み	設置済み	設置済み
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	30件	35件	40件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	36件	36件	36件
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	6回	6回	6回

【目標達成に向けての方策】

- 本市では、地域における相談支援の中核的な役割を担っている基幹相談支援センターを設置しています。地域の相談支援事業所が関わる個別事例に対し、相談支援や必要な障がい福祉サービスの提供について専門的な指導や助言を行います。また、大阪府で行われる研修を利用し、計画的に主任相談支援専門員を養成します。
- 地域自立支援協議会の中にある相談支援部会において適切なアセスメントによるサービス等利用計画の作成等の勉強会を実施し、相談支援の質の向上に努めます。
- 基幹相談支援センターは、地域自立支援協議会の事務局として、障がい者の個別課題の解決や、必要な福祉サービスの把握、地域資源の実態の掘り起こしのため、保健、医療、福祉など様々な分野の関係機関が連携できるよう協議の場の調整を行っています。障がい者やその家族が抱える複合的な課題に対し、行政も協議の場に参加し、関係機関の取組みを共有することで適切な保健、医療、福祉サービスにつなぐ支援ができるよう努めます。また、発達障がい者等、障がい者手帳を持っていない人にも適切な支援を行うために、発達障がい者支援センター等との連携にも取り組みます。
- 本市では、本人や世帯の属性や世代に関わらず、また、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な相談を断らず、複数の支援機関で受け止め、それぞれが協働して適切な支援につなげる重層的な支援体制を構築します。

⑥障がい福祉サービス等の質の向上

【成果目標】

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の現状	大阪狭山市の令和5年度（2023年度）末目標
令和5年度（2023年度）末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	国基準と同じ	実施	継続

【活動指標】

活動指標	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	8人	8人	8人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	1回	1回	1回
大阪府が実施する障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査等の結果の共有	10回	10回	10回

【目標達成に向けての方策】

- 利用者のニーズも多岐にわたり、また障がい福祉サービスも多様化し、制度改正も頻繁に行われています。市職員が大阪府や専門機関が主催する研修会に積極的に参加し、利用者や市内相談支援事業所に適切な情報を提供するよう努めます。
- 請求の適正化を推進するため、大阪府や南河内広域事務室と連携を図るとともに、正確な請求処理等をホームページに掲載することで、審査支払体制を強化します。

(2) 第2期大阪狭山市障がい児福祉計画の目標

①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

【成果目標】

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の現状	大阪狭山市の令和5年度(2023年度)末目標
令和5年度(2023年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)	国基準	設置済み	継続
令和5年度(2023年度)末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	国基準	2か所	2か所
令和5度末(2023年度)までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する	国基準	1か所	2か所
令和5年度(2023年度)末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援について保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける	国基準	実施済み	継続
令和5年度(2023年度)末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する	国基準をもとに地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置	福祉関係について配置済み	継続

【活動指標】

活動指標	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者延べ人数	30人	30人	30人

【目標達成に向けての方策】

- 第5期計画等の成果目標である事業所整備については目標を達成しており、引き続き、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、地域との交流機会の確保し、包摂的(インクルーシブ)な環境づくりを目指します。また、重症心身障がい児や医療的ケア児が利用できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備を推進します。

- 基幹相談支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置しており、市内の医療的ケア児や重症心身障がい児の相談を受け適切なサービスにつなげていくことや、発達段階に応じた支援、重症心身障がい児特有の課題解決に向け、地域自立支援協議会のワーキングでコーディネーターを中心に訪問看護事業所、CSW や相談支援事業所と協議を重ね地域での総合的な支援体制づくりに努めます。
- 障がい児施設に入所している児童が 18 歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう大阪府、学校や相談支援事業所等の関係機関と適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を構築します。
- 本市では、発達障がい児等支援事業として、ペアレントトレーニングと療育及び相談事業として「手をつな GO!」を実施しています。今後も事業を継続し、子どもとの関わり合いを学び、同じ悩みを持つ親同士がつながる機会を提供します。
- 難聴児支援については、新生児聴覚スクリーニング検査から相談支援や療育につなげる体制整備が必要です。療育についての情報提供や軽度難聴児補聴器購入費支給事業の利用を促進することで適切な支援につなげるよう努めます。
- 発達障がい児者の支援について、大阪府においてペアレントメンターを養成しており、本市独自で養成は行っておりません。大阪府と連携を図りながら周知し、派遣要請を行います。また、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児を持つ保護者同士等の集まる場（ピアサポート活動）については、今後ニーズを把握し、実情に応じて事業のあり方について検討します。



第 3 章

障がい福祉サービス等の見込み

本章の障がい福祉サービス等の見込みについては、「大阪府の基本的な考え方」におけるサービス見込み量の考え方を踏まえ、第5期計画等の期間中における利用実績とアンケート調査結果などの本市の実情に合わせて設定しています。

本市の障がい者人数から見る分析（資料 図1－1～29）

本市の総人口は、令和元年度（2019年度）末現在58,691人で、微増傾向となっています。障がい者手帳所持者数は、令和元年度（2019年度）末現在3,113人で、総人口同様に増加傾向にあるものの、人口総数に占める障がい者手帳所持者の割合は5.3%と横ばいで推移しています。

障がい者手帳別の所持者数でみると、令和元年度（2019年度）末現在、身体障がい者手帳所持者数は2,119人、療育手帳所持者数は506人、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は488人となっており、身体障がい者手帳所持者の割合が大部分を占めていますが、近年、増加の伸び率は療育手帳所持者と精神障がい者保健福祉手帳所持者で高くなっています。

また、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者ともに障がいの程度は、軽度の方が増加しています。

この観点から障がい福祉サービスについて考えると、今後知的障がい者や精神障がい者が地域で自立した生活を送るために必要な訪問系サービス（居宅介護や行動援護）、日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援や就労定着支援）が伸びることが推測されます。

次に、障がい児についても手帳所持者は年々増加しており、市内の支援学級在籍児も増加していることから放課後等デイサービスの利用増加が推測されます。また、保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所、幼稚園等や小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することも大切です。

アンケートから見える全体的な分析（資料 図2-1～16）

将来の暮らし方について、「家族と暮らしたい」の割合が最も高く、次いで「一人で暮らしたい」の割合となっており、そのために必要な支援として、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「在宅で医療的ケアなどが適切に利用できること」と続いていることから、グループホームの充実とともに、訪問系サービス、日中活動系サービスなど障がい者の地域生活を支援する適切な障がい福祉サービスの提供が求められています。

また、就労については知的障がい者と精神障がい者で「仕事をしたい」の割合が高く、障がい者の就労支援として必要なことに「職場の上司や同僚の障がいへの理解」の割合が最も高く、「通勤手段の確保」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が続いています。

障がい者が自分らしく活躍できる生活を送るために、就職先の理解は必要です。一般就労に向け必要な訓練を行う就労移行支援や就労後も就労に伴い変化した生活面の課題解決や企業など関係機関と連絡調整を取りながら安心して働けるよう支援する就労定着支援等のサービス提供体制を整備していく必要があります。

障がい福祉サービスの利用希望については、知的障がい者の『行動援護』、『自立生活援助』、『就労移行支援』、『就労継続支援（A型、B型）』、精神障がい者の『自立生活援助』、『就労継続支援（A型、B型）』、『就労定着支援』のニーズが特に高くなっています。

障がい児については、『放課後等デイサービス』のニーズが特に高くなっていることから、ニーズに応じた適正なサービス提供体制を整えていく必要があります。

また、障がい児に対し適切な療育が行えるよう事業所へ大阪府や専門機関が開催する研修の周知を行い、人材育成に努めることが必要です。

今後、障がい者福祉施策を進めていくにあたり、特に充実すべき障がい福祉施策について、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」や「サービス利用の手続きの簡素化」、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」の割合が高くなっていることから、障がい者が地域で希望する生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点等の整備を充実させ、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備していくことが必要です。

1 障がい福祉サービスの利用状況と見込み

(1) 訪問系サービス

サービス名	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者、障がい児が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

必要な量の見込み（１月当たり）

【居宅介護（ホームヘルプ）】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	25	29	26	32	33	35
	時間数	427	609	557	685	706	749
知的障がい者	人数	20	17	20	20	20	20
	時間数	231	190	202	231	231	231
精神障がい者	人数	58	60	62	64	67	69
	時間数	814	844	893	854	894	921
難病	人数	1	1	1	1	1	1
	時間数	2	10	16	16	16	16
障がい児	人数	5	5	4	6	7	8
	時間数	45	52	49	68	79	91
計	人数	109	112	113	123	128	133
	時間数	1,519	1,705	1,717	1,854	1,926	2,008

- 利用実績が増加傾向にあることや、アンケート調査において、希望する暮らしを送るために必要な支援について、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が最も高いことから（資料編 図2-2）、今後も利用の増加が見込まれます。

【重度訪問介護】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	6	4	4	6	6	6
	時間数	280	273	279	280	280	280
知的障がい者	人数	2	2	1	2	2	2
	時間数	12	24	6	24	24	24
精神障がい者	人数	0	0	0	0	0	0
	時間数	0	0	0	0	0	0
計	人数	8	6	5	8	8	8
	時間数	292	297	285	304	304	304

- 重度障がい者が地域で生活できる体制を整えるため、過去3年間の最大値で見込んでいます。

【同行援護】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	20	22	22	25	27	28
	時間数	738	755	599	1,003	1,083	1,124
障がい児	人数	0	0	0	0	0	0
	時間数	0	0	0	0	0	0
計	人数	20	22	22	25	27	28
	時間数	738	755	599	1,003	1,083	1,124

- 新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和2年度の見込みは減少していますが、視覚障がいの手帳所持者数が増加しており、サービス利用量も増えていることから利用の増加を見込んでいます。

【行動援護】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
知的障がい者	人数	0	1	1	2	3	4
	時間数	0	11	22	22	33	44
精神障がい者	人数	0	0	0	0	0	0
	時間数	0	0	0	0	0	0
障がい児	人数	0	0	0	0	0	0
	時間数	0	0	0	0	0	0
計	人数	0	1	1	2	3	4
	時間数	0	11	22	22	33	44

- 行動援護については市内事業所数が増え、今まで移動支援事業を利用していた知的障がい者が行動援護へ利用を変更する可能性があり、利用の増加を見込んでいます。また、アンケート結果からも、知的障がい者における行動援護を「利用したい」の割合が高い（資料編 図2-9）ことから、新規利用者分を見込んでいます。

【重度障がい者等包括支援】

- サービス提供事業所が近隣にないことや、第5期計画等期間中に実績がないこと、その他のサービスの活用により対応できることなどから利用を見込んでいません。

訪問系サービスの確保の方策又は事業実施の考え方

- 市内の社会福祉法人や介護保険の訪問介護事業所などに対し、障がい福祉サービス事業の担い手を確保するための事業の周知を行い、事業への参入を促すなど、サービスの安定的な提供体制の確保に努めます。
- 訪問系サービスは、障がい者が地域で自立した生活を送るためには必須のサービスです。その中でも、重度障がい者や重複障がい者に対応できる重度訪問介護や知的障がい者（児）が利用する行動援護については市内事業所に対し大阪府の研修案内を積極的に行い、事業所の専門性を高めていきます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	概要
生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A 型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B 型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

必要な量の見込み（１月当たり）

【生活介護】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	26	27	26	32	35	38
	人日数	444	476	443	561	614	667
知的障がい者	人数	52	57	60	71	79	88
	人日数	1,016	1,121	1,182	1,374	1,528	1,702
精神障がい者	人数	2	4	4	5	6	7
	人日数	22	41	48	58	70	84
計	人数	80	88	90	108	120	133
	人日数	1,482	1,638	1,673	1,993	2,212	2,453

○ 利用実績が増加傾向にあることから、利用の増加を見込んでいます。

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	1	0	1	1	1	1
	人日数	9	0	7	9	9	9
知的障がい者	人数	0	2	3	4	6	8
	人日数	0	38	63	80	120	160
精神障がい者	人数	2	6	4	5	7	9
	人日数	51	130	61	106	149	191
計	人数	3	8	8	10	14	18
	人日数	60	168	131	195	278	360

○ 利用実績が増加傾向にあることから、利用の増加を見込んでいます。

【就労移行支援】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	0	0	0	1	1	1
	人日数	0	0	0	18	18	18
知的障がい者	人数	4	4	3	4	4	4
	人日数	66	73	62	73	73	73
精神障がい者	人数	11	8	8	11	11	11
	人日数	184	139	124	184	184	184
難病	人数	0	0	1	1	1	1
	人日数	0	0	18	18	18	18
計	人数	15	12	12	17	17	17
	人日数	250	212	204	293	293	293

- 第5期計画等期間中、身体障がい者の利用実績はなく、知的・精神障がい者の利用もほぼ横ばいですが、一般就労に向けて必要な訓練を行うという重要な役割を踏まえ、過去3年間の最大値で見込んでいます。

【就労継続支援（A型）】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	8	6	5	8	8	8
	人日数	154	107	95	154	154	154
知的障がい者	人数	8	7	6	8	8	8
	人日数	149	137	125	149	149	149
精神障がい者	人数	14	14	14	14	14	14
	人日数	261	251	243	261	261	261
難病	人数	2	2	2	2	2	2
	人日数	39	39	40	40	40	40
計	人数	32	29	27	32	32	32
	人日数	603	534	503	604	604	604

- 現在、市内に就労継続支援 A 型事業所はなく、利用者は市外事業所を利用しています。アンケート調査によると知的・精神障がい者の利用希望が多く（資料編 図 2-12、13）、今後も利用が見込まれるので過去3年間の最大値で見込んでいます。

【就労継続支援（B型）】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	10	10	12	11	11	11
	人日数	162	178	212	183	183	183
知的障がい者	人数	64	64	61	79	88	98
	人日数	1,154	1,150	1,175	1,392	1,551	1,727
精神障がい者	人数	40	48	49	60	67	74
	人日数	559	692	707	838	936	1,033
計	人数	114	122	122	150	166	183
	人日数	1,875	2,020	2,094	2,413	2,670	2,943

- 利用実績が増加傾向にあることから、利用の増加を見込んでいます。

【就労定着支援】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	0	0	0	1	1	1
知的障がい者	人数	1	1	1	1	2	3
精神障がい者	人数	0	2	3	4	6	7
計	人数	1	3	4	6	9	11

- 福祉施設から一般就労への移行を促進するための成果目標を考慮しながら、利用者の増加を見込んでいます。

【療養介護】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者	人数	3	3	3	3	3	3

- 第5期計画等期間中も利用者に変化がなく、今後も大きな変化は見込まれないことから、横ばいで推移するものと見込んでいます。

【短期入所】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	4	4	3	4	4	4
	人日数	45	55	38	55	55	55
知的障がい者	人数	20	15	13	20	20	20
	人日数	134	88	71	134	134	134
精神障がい者	人数	0	0	0	0	0	0
	人日数	0	0	0	0	0	0
障がい児	人数	8	7	4	8	8	8
	人日数	33	35	24	35	35	35
計	人数	32	26	20	32	32	32
	人日数	212	178	133	224	224	224

- 第5期計画等期間中はほぼ横ばいから減少で推移していますが、アンケート調査から身体障がい者と知的障がい者の利用希望が多いため、過去3年間の最大値で見込んでいます。

短期入所・日中活動系サービスの確保の方策又は事業実施の考え方

- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、サービス提供事業所の確保に努め、日中活動系サービスの拡充に努めます。
- アンケート結果をみると、知的障がい者で「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型、B型）」、「就労定着支援」を「利用したい」の割合が高く、精神障がい者で特に「就労定着支援」を「利用したい」の割合が高くなっています。（資料編 図2-12、13）地域で自立した生活を送るために、一般就労に必要な訓練を受けることができる就労移行支援や就労後も障がい特性に沿った環境で仕事が続けられるよう支援する就労定着支援の利用を推進します。
- 在宅の重症心身障がい児や医療的ケア児が利用する短期入所については、本人とその家族が安心して生活を送ることができるよう、実施について医療機関や社会福祉法人に働きかけます。

(3) 居住系サービス

サービス名	概要
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用していた障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

必要な量の見込み（1月当たり）

【共同生活援助】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	4	4	4	6	7	8
知的障がい者	人数	37	43	44	54	61	68
精神障がい者	人数	4	6	7	8	10	12
計	人数	45	53	55	68	78	88

- 第5期計画等期間中利用人数は一定の数で増加しており、また、病院や福祉施設からの地域移行や親亡き後のニーズなども踏まえ利用の増加を見込んでいます。

【施設入所支援】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	12	12	11	11	10	10
知的障がい者	人数	18	18	18	18	18	18
精神障がい者	人数	0	2	2	2	2	2
計	人数	30	32	31	31	30	30

- 施設入所支援については、成果目標にも定められているように地域生活への移行についての取組みを強化するため、その動向などを考慮しながら利用量を見込んでいます。

【自立生活援助】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	人数	0	0	0	1	1	1
精神障がい者	人数	0	0	0	1	1	1
計	人数	0	0	0	2	2	2

- 自立生活援助については、近隣にサービス提供事業所が少なく、利用ニーズの把握も困難ですが、居宅での単身生活を行う上で希望する人も想定されることから一定数を見込んでいます。

居住系サービスの確保の方策又は事業実施の考え方

- アンケート結果をみると、将来、どのように暮らしたいと思うかについて、「家族と暮らしたい」の割合が最も高く、次いで「一人で暮らしたい」の割合が高くなっており、逆に「福祉施設で暮らしたい」の割合は減っています。（資料編 図2-1）地域で希望する暮らしをしたいというニーズが高いことを踏まえ、グループホームを充実させ、地域生活移行を進めます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障がいのある方に対する誤解・偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図り、交流機会の確保に努めます。
- 障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の利用を促進します。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス名	概要
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

必要な量の見込み（1月当たり）

【計画相談支援】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	13	16	18	19	21	23
知的障がい者	人数	41	48	50	64	74	85
精神障がい者	人数	35	40	48	53	58	64
難病	人数	1	1	1	1	1	1
障がい児	人数	1	2	1	3	3	4
計	人数	91	107	118	140	157	177

- 障がい福祉サービスの利用者数が全体的に増加していることから計画相談支援についても利用の増加を見込んでいます。

【地域移行支援】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	人数	0	0	0	0	0	0
精神障がい者	人数	0	0	0	1	1	1
計	人数	0	0	0	1	1	1

- 成果目標を踏まえ、精神障がい者の地域移行支援を推進するため一定数を見込んでいます。

【地域定着支援】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	人数	0	0	0	0	0	0
精神障がい者	人数	0	0	0	1	1	1
計	人数	0	0	0	1	1	1

- 成果目標を踏まえ、精神障がい者の地域定着支援を推進するため一定数を見込んでいます。

相談支援の確保の方策又は事業実施の考え方

- 本市では、すべての障がい福祉サービス利用者は計画相談支援を受けることとしています。その結果、今後も需要は増えることを踏まえ、市内の社会福祉法人や介護保険の居宅介護支援事業所などに対する相談支援事業への参入や相談支援専門員の確保・育成を促し、実施事業者の充実に努めます。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域移行支援や地域定着支援の利用を進めます。
- 地域移行支援、地域定着支援については、市内の委託相談事業所が指定を受けています。第5期計画等期間中の利用実績はありませんが、福祉施設や病院から地域生活へ移行するには個別のニーズの把握や障がい福祉サービス事業所への引継ぎ等、きめ細かな支援が必要です。地域自立支援協議会に地域包括ケアシステム部会を設置し、基幹相談支援センターをはじめ市内医療従事者等と連携し、地域移行支援、地域定着支援の利用を促進します。

2 障がい児通所支援の利用状況と見込み

サービス名	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障がい児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

必要な量の見込み（１月当たり）

【児童発達支援】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい児	人数	45	51	58	63	71	79
	人日数	516	534	557	705	795	885

- 利用実績が増加傾向にあり、事業所数も増加傾向にあることから、今後も利用の増加を見込んでいます。

【医療型児童発達支援】

- サービス提供事業所が近隣にないことや、第5期計画等期間中に実績がないことなどから利用を見込んでいません。今後、サービスの利用ニーズが生じた場合には適切な支給に努めます。

【放課後等デイサービス】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい児	人数	122	149	161	174	188	203
	人日数	1,382	1,687	1,870	2,102	2,271	2,452

- 利用実績・事業所数が増加傾向にあり、アンケート結果からも「放課後等デイサービス」を「利用したい」の割合が7割と高くなっていることから（資料編 図2-14）、今後も利用の増加を見込んでいます。

【保育所等訪問支援】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい児	人数	25	30	19	39	45	51
	人日数	41	46	28	65	75	85

- 利用実績が増加傾向にあり、今後も利用の増加を見込んでいます。

【居宅訪問型児童発達支援】

- サービス提供事業所が近隣にないことや、第5期計画等期間中に実績がないことなどから利用を見込んでいません。今後、サービスの利用ニーズが生じた場合には適切な支給に努めます。

【障がい児相談支援】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい児	人数	52	69	84	102	124	152

- 障がい児通所支援の利用者数の増加を踏まえ、障がい児相談支援についても利用の増加を見込んでいます。

障がい児通所支援の確保の方策又は事業実施の考え方

- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。
- 障がい児通所支援の利用にあたって、指定特定相談事業所に在籍する相談支援専門員がサービス利用計画を作成することを原則とし、本人や家族に対する継続的な相談支援が必要であるため、大阪府や専門機関が実施する研修の周知を行い、相談支援の質の確保及び向上を図ります。
- 発達障がい児等支援事業の周知や関係機関と連携し、療育が必要な児童に対し、身近な地域で専門性の高い療育を提供できる体制の充実を図ります。
- 重症心身障がい児や医療的ケア児の人数やニーズを把握し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを中心としたワーキングの中で、課題やニーズを検証し、適切な支援が行えるよう、市内事業所だけでなく、大阪府や近隣市と連携し、必要なサービスの提供をはじめ、人材の確保・養成に努めます。
- 大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画に留意し、関係施策と連携を図りながら、様々な特性を持った子どもが健やかに成長するような支援事業体制の確保を進めます。

3 地域生活支援事業の実施状況と見込み

(1) 必須事業

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
障がい者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を配置します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
日常生活用具給付事業	補装具以外で日常生活を便利にする用具の給付などを行います。
移動支援事業	ガイドヘルパーにより、外出時の介護やコミュニケーション介助、食事介助、排せつ介助などの余暇活動の参加のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。

必要な量の見込み（年間）

【理解促進研修・啓発事業】

サービス名		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

- 障がい者週間の期間中に、市内で啓発物品を配布するなど、啓発活動を継続して実施します。また、障がい者が作成した絵画などの作品展示を行うことで文化芸術活動を支援します。

【自発的活動支援事業】

サービス名		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自発的活動支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

- 身体障がい者が悩みを共有することや、情報交換のできるサロン活動を継続して実施します。

【相談支援事業】

サービス名		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい者相談支援事業	事業所数	3	3	3	3	3	3
住宅入居等支援事業	実施状況	未実施	未実施	未実施	実施予定 なし	実施予定 なし	実施予定 なし
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

- アンケート結果をみると、充実すべき障がい福祉施策について、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」の割合が最も高く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」の割合が高く（資料編 図2-16）、相談支援に対するニーズが高いことがわかります。引き続き、基幹相談支援センターにおいては、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。

【成年後見制度利用支援事業】

サービス名		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度利用支援事業	人数	4	3	3	4	4	4
法人後見支援事業	実施状況	未実施	未実施	未実施	実施予定 なし	実施予定 なし	実施予定 なし

- アンケート結果をみると、成年後見制度の認知度が低いことがわかります（資料編 図 2-15）。成年後見制度の円滑な利用に向けて、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所などの関係機関と連携し、特に知的障がい者や精神障がい者に対応する相談支援体制の整備や支援の充実を図ります。

【意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）】

サービス名		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者派遣事業	件数	116	95	80	116	116	116
	延べ利用時間	257	177	108	165	165	165
要約筆記者派遣事業	件数	57	59	18	59	59	59
	延べ利用時間	200	165	42	125	125	125
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	15	12	17	15	15	15

- 聴覚障がい者の高齢化に伴い、病院への受診同行など手話通訳者の派遣回数は年々増加しています。希望者のニーズに対して適切に派遣が行えるよう、手話通訳者の人数の確保に努めます。
- 要約筆記者の派遣については、新型コロナウイルス感染症拡大のためイベント開催が減少し、令和2年度は減少の見込みです。イベントの開催が増えると実績は伸びていくため、要請に応じて派遣できるよう要約筆記者の確保に努めます。
- 本市では、令和元年度（2019年度）に「大阪狭山市手話言語条例」を制定しました。手話奉仕員養成研修を引き続き実施し、また、市役所職員向けの手話講座を開催することで、手話への理解を深め、普及に取り組みます。

【日常生活用具給付等事業】

サービス名	概要
介護・訓練支援用具	特殊寝台、訓練用ベッド、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、歩行補助つえ（一本杖）、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置などを給付します。
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、視覚障がい者用体温計（音声式）、酸素ボンベ運搬車、視覚障がい者用体重計などを給付します。
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、視覚障がい者用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工咽頭、点字図書などを給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器などを給付します。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	段差解消等の住環境の改善を図るため住宅の改修工事費を支給します。

サービス名		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	件数	1	6	2	6	6	6
自立生活支援用具	件数	9	6	6	9	9	9
在宅療養等支援用具	件数	19	10	14	19	19	19
情報・意思疎通支援用具	件数	32	12	8	32	32	32
排せつ管理支援用具	件数	1,028	1,356	1,590	1,749	1,923	2,115
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件数	1	3	2	3	3	3

- 障がい者(児)や難病患者等が日常生活をより円滑に行うことができるよう品目の充実を図ります。
- 特に視覚障がい者や聴覚障がい者など、コミュニケーション支援が必要な人に対して、点字図書や聴覚障がい者用通信装置の給付を行い、情報収集環境の整備を推進します。

【移動支援事業】

		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	人数	18	16	17	18	18	18
	延べ 利用時間	2,475	2,093	1,700	2,476	2,476	2,476
知的障がい者	人数	81	77	76	81	81	81
	延べ 利用時間	13,474	14,717	11,902	14,717	14,717	14,717
精神障がい者	人数	34	32	38	34	34	34
	延べ 利用時間	3,042	3,003	2,553	3,138	3,138	3,138
障がい児	人数	20	19	14	20	20	20
	延べ 利用時間	1,903	2,489	2,054	2,489	2,489	2,489
計	人数	153	144	145	153	153	153
	延べ 利用時間	20,894	22,302	18,209	22,820	22,820	22,820

- 新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和2年度の見込みは減少していますが、第5期計画等期間中はほぼ横ばいで推移しています。移動支援事業所が増え、今後とも一定のニーズがあることから過去3年間の最大値で見込んでいます。
- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。

【地域活動支援センター事業】

サービス名		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域活動支援センター事業	か所数	3	3	3	3	3	3
	人数	104	111	86	130	141	152

- 新型コロナウイルス感染症拡大のため令和2年度の見込みは減少しています。障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、引き続き創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図ります。

(2) 任意事業

サービス名	概要
日中一時支援事業	日中における活動の場の確保により、介護者の就労支援や家族の一時的な休息などの支援を行います。
社会参加促進事業	スポーツ活動を通じて、障がい者の交流、体力増強、余暇活動などのために、スポーツ教室を開催します。
奉仕員養成研修事業	障がい者等とのコミュニケーションの円滑化を図るため、要約筆記奉仕員や朗読奉仕員の養成講座を実施します。
地域生活支援入浴サービス事業	在宅の重度心身障がい児に対して施設で入浴サービスを提供します。

必要な量の見込み（年間）

【日中一時支援事業】

サービス名		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日中一時支援事業	実施 か所数	10	10	10	10	10	10
	人数	4	4	3	4	4	4

- 第5期計画等期間中の利用実績が横ばいで推移していることから、横ばいで見込んでいます。

【社会参加促進事業】

サービス名		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
スポーツ教室	実施 回数	1	0	1	1	1	1

- 新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和元年度はスポーツ教室を中止しましたが、引き続き障がい者の社会参加、交流の場として事業を実施していきます。

【奉仕員養成研修事業】

サービス名		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
奉仕員養成研修事業	修了者数	11	25	13	15	15	15

- 聴覚障がい者等とのコミュニケーションの円滑化を図るため、引き続き要約筆記者等の養成研修を実施します。

【地域生活支援入浴サービス事業】

サービス名		実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域生活支援入浴サービス事業	実施状況	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

- 入浴が困難な障がい児に、施設での入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。

4 障がい者の権利擁護と安全確保

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

本市ではこれまで障がい者に対する市民の理解を深めるため、障がい者週間等で市民や地域、企業に向けて障がいを理由とする差別の解消を図るための啓発活動を実施してきました。引き続き障がい者週間等で開催される各種イベントを活用し啓発に努め、広報やホームページを通じて、市民への障がいに対する理解の促進に努めます。

また、本市における相談体制を整備し、地域自立支援協議会や大阪府と連携を図ることでさらなる充実を図ります。

(2) 障がい者（児）等に対する虐待防止

本市では、虐待防止センターを設置し、虐待を発見した場合、夜間、休日を問わず速やかに適切な対応ができる体制を確保するとともに、基幹相談支援センター及び地域の関係機関と連携し、必要な支援を行います。

また、大阪府で作成した「障がい者虐待対応レビューシート」を活用し、虐待事例を通報等の受理から支援、終結に至るまで継続的に記録し、様々な事案の発生要因の分析、検証を行うことで虐待の傾向を把握し、虐待の未然防止に取り組みます。

相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等福祉サービスに携わる職員に対しては、虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求め、虐待防止に関する高い意識を持つよう研修等を通じ啓発に努めます。

(3) 障がい者（児）の安全確保

本市では、「大阪狭山市地域防災計画」、「大阪狭山市避難行動要支援者支援プラン(全体計画)」に基づき、高齢者や障がい者・難病患者等で、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者に対し、災害時、迅速に対応する体制整備を図ります。

障がい福祉サービス事業所等においては、災害時等を見据え平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係を築けるよう取り組みます。

また、感染症の対応も必要であるため、福祉サービス事業所へ感染防止対策の周知を徹底し、必要な支援を行います。



計画の推進

1 計画の推進体制

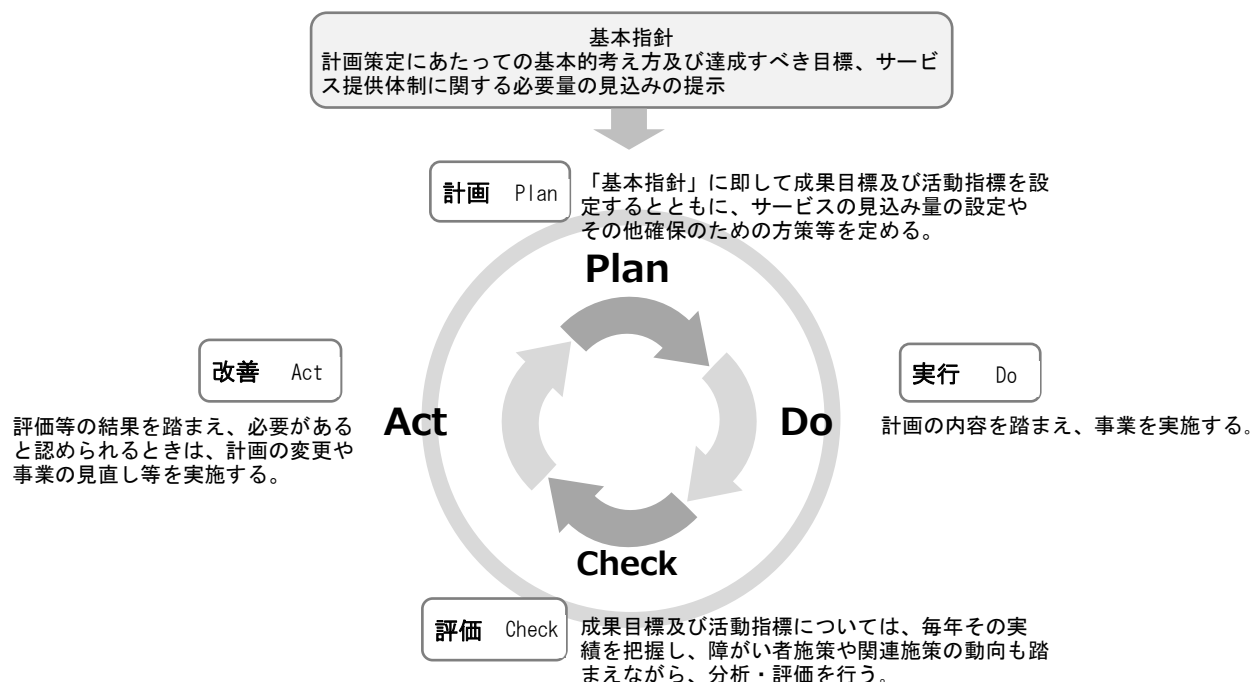
計画の推進にあたっては、国や大阪府、大阪狭山市障害者施策推進協議会や地域自立支援協議会等との連携のもと、市民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障がい者（児）が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

2 計画の進捗管理

国の基本指針を踏まえ、障がい（児）福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、毎年その実績を把握し、障がい者（児）施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

評価の際には、大阪狭山市障害者施策推進協議会や地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を市ホームページ等で公表します。



資料編

1 大阪狭山市の障がい者（児）を取り巻く現状

1 人口構造

（1）年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、微増傾向にあり、令和元年度（2019年度）末現在で58,691人となっています。年齢3区分別でみると、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、年少人口（0～14歳）と高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。令和元年度（2019年度）の高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は27.5%と、高齢者が総人口の4分の1以上を占めています。

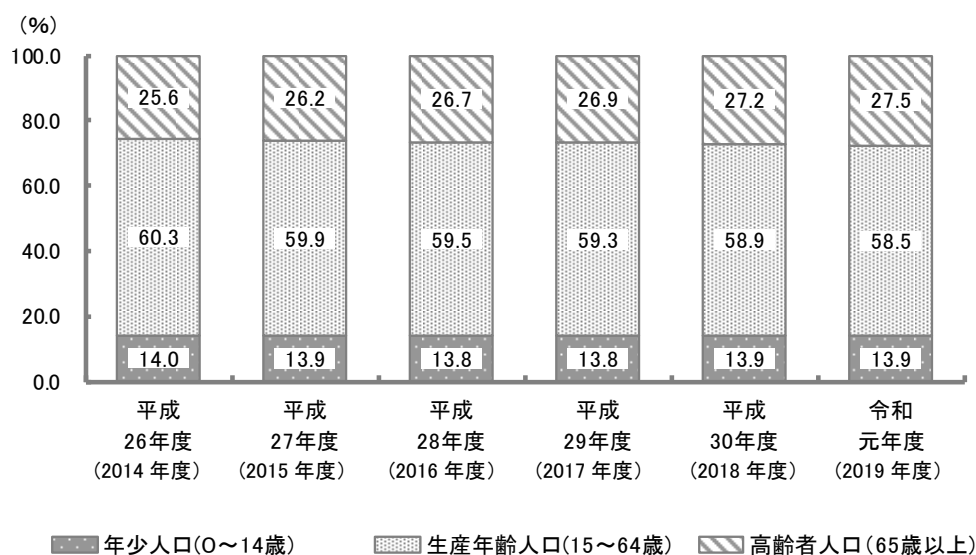
図1－1 年齢3区分別人口の推移

単位：人、%

項目		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
総人口	人	57,632	57,820	57,872	58,240	58,516	58,691
年少人口 (0～14歳)	人	8,089	8,050	7,962	8,057	8,105	8,167
	構成比	14.0	13.9	13.8	13.8	13.9	13.9
生産年齢人口 (15～64歳)	人	34,775	34,610	34,457	34,517	34,480	34,359
	構成比	60.3	59.9	59.5	59.3	58.9	58.5
高齢者人口 (65歳以上)	人	14,768	15,160	15,453	15,666	15,931	16,165
	構成比	25.6	26.2	26.7	26.9	27.2	27.5

資料：住民基本台帳（各年度末現在）

図1－2 年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年度末現在）

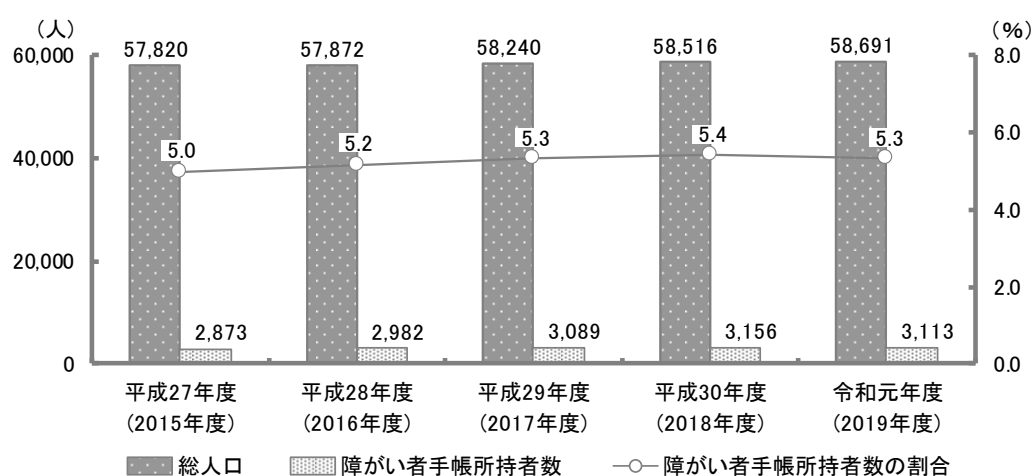
2 障がい者（児）の状況

（１）障がい者手帳所持者の推移

①人口、障がい者手帳所持者数の推移

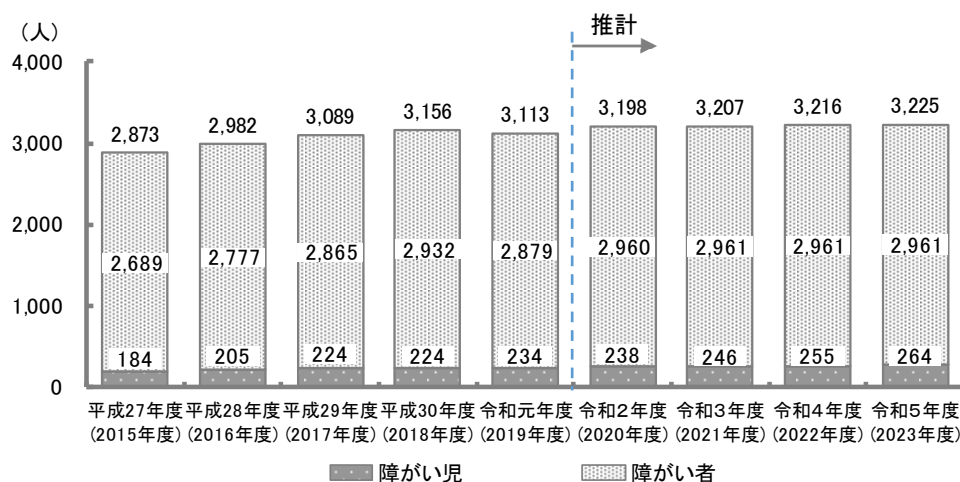
本市の総人口は、令和元年度（2019年度）末現在58,691人で、微増傾向にあります。障がい者手帳所持者数は、令和元年度（2019年度）末現在3,113人で、人口総数に占める障がい者手帳所持者の割合は5.3%と横ばいで推移しています。

図 1－3 人口、障がい者手帳所持者数の推移



資料：人口は住民基本台帳（各年度末現在）
障がい者手帳所持者数は福祉グループ（各年度末現在）

図 1－4 障がい者手帳所持者数の推移、推計



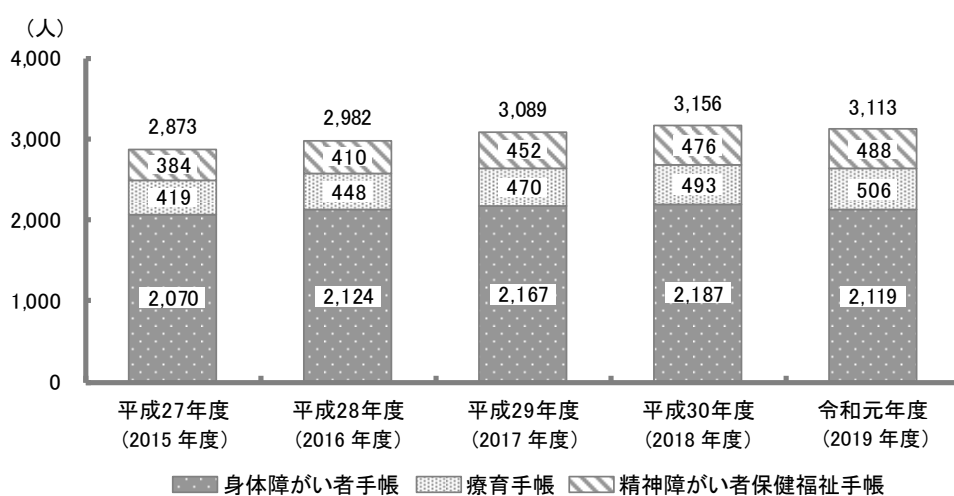
資料：障がい者手帳所持者数は福祉グループ（各年度末現在）

②障がい者手帳所持者の推移

障がい者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障がい者手帳所持者数は平成30年度まで増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）末現在2,119人となっています。

また、療育手帳所持者数、精神障がい者保健福祉手帳所持者数はともに年々増加しており、令和元年度（2019年度）末現在、療育手帳所持者数は506人、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は488人となっています。

図 1－5 障がい者手帳所持者の推移



資料：福祉グループ（各年度末現在）

③障がい者手帳所持者の年齢別内訳

各手帳の年齢別所持者の割合をみると、令和元年度（2019年度）末現在、身体障がい者手帳は18歳以上が97.5%、療育手帳は18歳以上が69.4%、精神障がい者保健福祉手帳は18歳以上が94.7%となっています。

また、療育手帳は18歳未満の手帳所持者数の割合が、他の手帳と比べ大きくなっています。

図 1－6 障がい者手帳所持者の年齢別内訳

	18歳未満		18歳以上	
	人	構成比	人	構成比
身体障がい者手帳	53	2.5%	2,066	97.5%
療育手帳	155	30.6%	351	69.4%
精神障がい者保健福祉手帳	26	5.3%	462	94.7%

資料：福祉グループ（令和元年度（2019年度）末現在）

(2) 身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳の所持者は、年齢にかかわらず微増傾向にあります。

障がいの等級別では、1級と4級が多く、5、6級の軽度の障がい者の割合が低くなっています。

障がいの種類別の推移をみると、令和元年度（2019年度）末現在、肢体不自由が1,243人（58.7%）と最も多く、次いで内部障がいが565人（26.7%）となっています。また、18歳以上ではいずれの障がいも増加傾向となっており、肢体不自由が身体障がい者手帳所持者の56.7%を占めています。

図1-7 身体障がい者手帳所持者の年齢別内訳

	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
18歳未満	47	2.3%	56	2.6%	56	2.6%	53	2.4%	53	2.5%
18歳以上	2,023	97.7%	2,068	97.4%	2,111	97.4%	2,134	97.6%	2,066	97.5%
合計	2,070	100.0%	2,124	100.0%	2,167	100.0%	2,187	100.0%	2,119	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

図1-8 身体障がい者手帳所持者の等級別内訳

	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
1級	549	26.5%	572	26.9%	576	26.6%	578	26.4%	558	26.3%
2級	275	13.3%	277	13.0%	282	13.0%	299	13.7%	289	13.6%
3級	354	17.1%	358	16.9%	363	16.8%	369	16.9%	358	16.9%
4級	638	30.8%	641	30.2%	652	30.1%	640	29.3%	620	29.3%
5級	145	7.0%	159	7.5%	175	8.1%	178	8.1%	169	8.0%
6級	109	5.3%	117	5.5%	119	5.5%	123	5.6%	125	5.9%
合計	2,070	100.0%	2,124	100.0%	2,167	100.0%	2,187	100.0%	2,119	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

図 1－9 身体障がい者手帳所持者の障がい種類の等級別内訳

	視覚障がい		聴覚平衡機能障がい		音声言語そしゃく機能障がい	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比
1 級	43	31.9%	9	6.2%	2	6.5%
2 級	46	34.1%	23	15.9%	2	6.5%
3 級	6	4.4%	16	11.0%	13	41.9%
4 級	10	7.4%	43	29.7%	14	45.2%
5 級	16	11.9%	0	0.0%	0	0.0%
6 級	14	10.4%	54	37.2%	0	0.0%
合計	135	100.0%	145	100.0%	31	100.0%

	肢体不自由		内部障がい		合計	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比
1 級	141	11.3%	363	64.2%	558	26.3%
2 級	209	16.8%	9	1.6%	289	13.6%
3 級	257	20.7%	66	11.7%	358	16.9%
4 級	426	34.3%	127	22.5%	620	29.3%
5 級	153	12.3%	0	0.0%	169	8.0%
6 級	57	4.6%	0	0.0%	125	5.9%
合計	1,243	100.0%	565	100.0%	2,119	100.0%

資料：福祉グループ（令和元年度（2019 年度）末現在）

図 1－10 身体障がい者手帳所持者の障がい種類別内訳

単位：人

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
視覚障がい	128	129	128	132	135
聴覚平衡機能障がい	124	132	141	140	145
音声言語そしゃく機能障がい	28	33	34	34	31
肢体不自由	1,254	1,272	1,297	1,301	1,243
内部障がい	536	558	567	580	565
合計	2,070	2,124	2,167	2,187	2,119

資料：福祉グループ（各年度末現在）

図 1-11 身体障がい者手帳所持者の障がい種類の年齢別内訳

		平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
		人	構成比	人	構成比	人	構成比
視覚障がい	18 歳未満	1	0.0%	1	0.0%	1	0.0%
	18 歳以上	127	6.1%	128	6.0%	127	5.9%
聴覚平衡機能障がい	18 歳未満	4	0.2%	5	0.2%	5	0.2%
	18 歳以上	120	5.8%	127	6.0%	136	6.3%
音声言語そしゃく機能障がい	18 歳未満	1	0.0%	1	0.0%	1	0.0%
	18 歳以上	27	1.3%	32	1.5%	33	1.5%
肢体不自由	18 歳未満	33	1.6%	40	1.9%	41	1.9%
	18 歳以上	1,221	59.0%	1,232	58.0%	1,256	58.0%
内部障がい	18 歳未満	8	0.4%	9	0.4%	8	0.4%
	18 歳以上	528	25.5%	549	25.8%	559	25.8%
合計		2,070	100.0%	2,124	100.0%	2,167	100.0%

		平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)	
		人	構成比	人	構成比
視覚障がい	18 歳未満	1	0.0%	1	0.0%
	18 歳以上	131	6.0%	134	6.3%
聴覚平衡機能障がい	18 歳未満	5	0.2%	4	0.2%
	18 歳以上	135	6.2%	141	6.7%
音声言語そしゃく機能障がい	18 歳未満	1	0.0%	1	0.0%
	18 歳以上	33	1.5%	30	1.4%
肢体不自由	18 歳未満	39	1.8%	41	1.9%
	18 歳以上	1,262	57.7%	1,202	56.7%
内部障がい	18 歳未満	7	0.3%	6	0.3%
	18 歳以上	573	26.2%	559	26.4%
合計		2,187	100.0%	2,119	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は年々増加しています。また、年齢構成では、令和元年度（2019年度）末現在、18歳以上が約7割を占めており、障がいの程度では、B2判定（軽度）が42.1%（213人）を占め、A判定（重度）が36.0%（182人）となっています。

また、いずれの判定も18歳未満より18歳以上のほうが多くなっています。

図1-12 療育手帳所持者の年齢別内訳

	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
18歳未満	123	29.4%	132	29.5%	145	30.9%	149	30.2%	155	30.6%
18歳以上	296	70.6%	316	70.5%	325	69.1%	344	69.8%	351	69.4%
合計	419	100.0%	448	100.0%	470	100.0%	493	100.0%	506	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

図1-13 療育手帳所持者の障がいの程度別内訳

	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
A判定	164	39.1%	170	37.9%	172	36.6%	177	35.9%	182	36.0%
B1判定	97	23.2%	104	23.2%	109	23.2%	111	22.5%	111	21.9%
B2判定	158	37.7%	174	38.8%	189	40.2%	205	41.6%	213	42.1%
合計	419	100.0%	448	100.0%	470	100.0%	493	100.0%	506	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

図1-14 療育手帳所持者の年齢別障がいの程度別内訳

	総数		18歳未満		18歳以上	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比
A判定	182	100.0%	51	28.0%	131	72.0%
B1判定	111	100.0%	29	26.1%	82	73.9%
B2判定	213	100.0%	75	35.2%	138	64.8%
合計	506	100.0%	155	30.6%	351	69.4%

資料：福祉グループ（令和元年度（2019年度）末現在）

(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者の障がいの程度は、令和元年度（2019年度）末現在、2級が61.3%（299人）を占め、次いで3級が29.3%（143人）となっており、いずれも増加傾向にあります。なお、1級は増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

図 1-15 精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢別内訳

	平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)		平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
18 歳未満	14	3.6%	17	4.1%	23	5.1%	22	4.6%	26	5.3%
18 歳以上	370	96.4%	393	95.9%	429	94.9%	454	95.4%	462	94.7%
合計	384	100.0%	410	100.0%	452	100.0%	476	100.0%	488	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

図 1-16 精神障がい者保健福祉手帳所持者の障がいの程度別内訳

	平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)		平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
1 級	44	11.5%	43	10.5%	42	9.3%	45	9.5%	46	9.4%
2 級	263	68.5%	276	67.3%	301	66.6%	298	62.6%	299	61.3%
3 級	77	20.1%	91	22.2%	109	24.1%	133	27.9%	143	29.3%
合計	384	100.0%	410	100.0%	452	100.0%	476	100.0%	488	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

図 1-17 精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢の障がいの程度別内訳

	総数		18 歳未満		18 歳以上	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比
1 級	46	100.0%	2	4.3%	44	95.7%
2 級	299	100.0%	6	2.0%	293	98.0%
3 級	143	100.0%	18	12.6%	125	87.4%
合計	488	100.0%	26	5.3%	462	94.7%

資料：福祉グループ（令和元年度（2019 年度）末現在）

(5) 難病患者の状況

図 1-18 難病法に基づく医療費助成制度の承認人数の推移

項目	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
承認人数	504	523	508	522	530

資料：富田林保健所（各年度末現在）

図 1-19 難病法に基づく医療費助成制度の承認疾病（上位 10 疾病）

順位	疾患名	承認人数（人）
1	潰瘍性大腸炎	82
2	パーキンソン病	78
3	全身性エリテマトーデス	31
4	後縦靱帯骨化症	18
5	全身性強皮症	17
5	網膜色素変性症	17
7	重症筋無力症	15
8	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	13
8	皮膚筋炎/多発性筋炎	13
8	特発性間質性肺炎	13
8	クローン病	13

資料：富田林保健所（令和元年度（2019 年度）末現在）

(6) 障がい支援区分認定者数の状況

障がい者手帳所持者の障がい支援区分別認定者数内訳は、知的障がい者が最も多く、その内訳をみると、区分3が最も多くなっています。

図 1-20 障がい者手帳所持者の障がい支援区分別認定者数内訳

単位：人

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病
区分 1	0	0	0	1
区分 2	14	15	51	1
区分 3	16	43	39	1
区分 4	17	37	9	0
区分 5	9	28	3	0
区分 6	18	24	0	0
合計	74	147	102	3

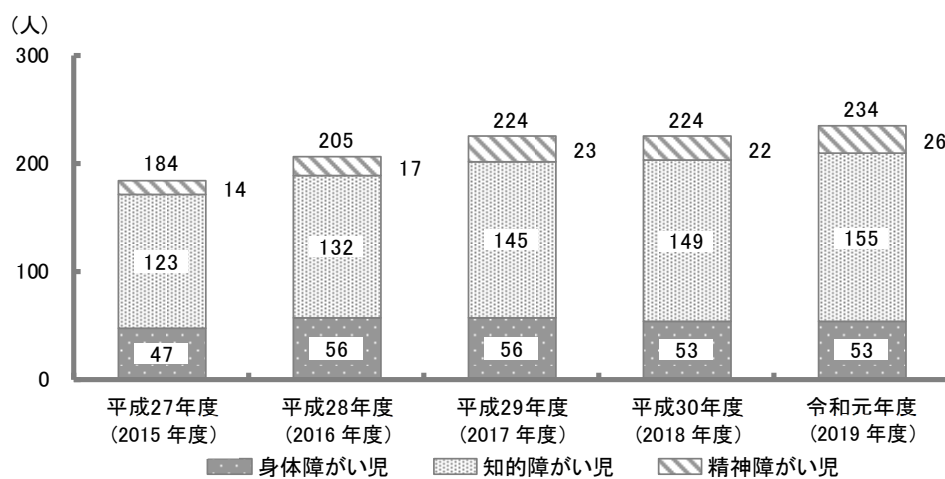
資料：福祉グループ（令和 2 年（2020 年）9 月末現在）

3 就園・就学状況

(1) 障がい児の推移

障がい児の推移をみると、いずれの障がいも増加傾向となっており、令和元年度（2019年度）末現在、身体障がい児が53人、知的障がい児が155人、精神障がい児が26人となっています。

図 1-21 障がい児の推移



資料：福祉グループ（各年度末現在）

(2) 就学前児童の手帳所持者の状況

就学前児童の手帳所持者数は、減少傾向となっており、令和元年度（2019年度）末現在53人となっています。

図 1-22 就学前児童の手帳所持者数

	平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)		平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
身体障がい者手帳	18	30.5%	22	33.8%	19	31.7%	17	29.8%	16	30.2%
療育手帳	40	67.8%	40	61.5%	37	61.7%	39	68.4%	37	69.8%
精神障がい者保健福祉手帳	1	1.7%	3	4.6%	4	6.7%	1	1.8%	0	0.0%
合計	59	100.0%	65	100.0%	60	100.0%	57	100.0%	53	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

(3) 市立小中学校の在籍状況

図 1-23 大阪狭山市における市立学校の在籍者数の推移

単位：人

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
市立小学校	3,237	3,309	3,304	3,285	3,242
市立中学校	1,656	1,594	1,552	1,520	1,559
合計	4,893	4,903	4,856	4,805	4,801

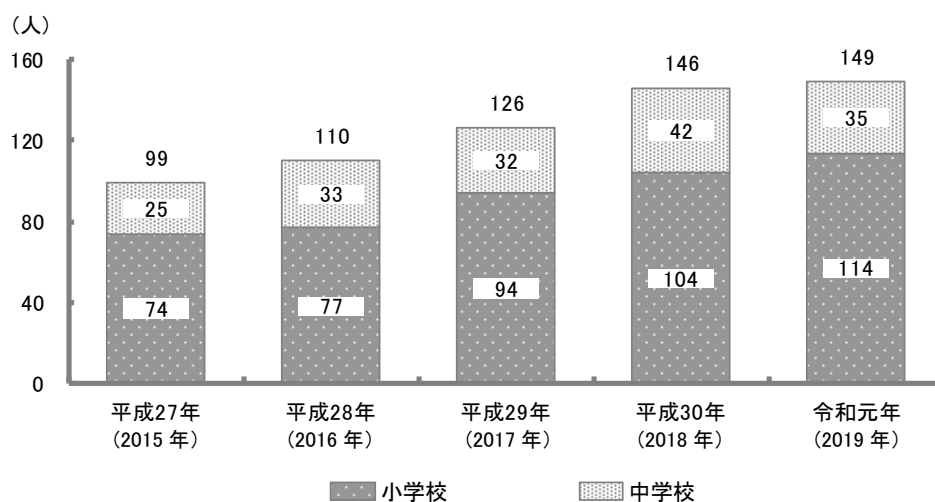
資料：大阪狭山市教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

(4) 大阪狭山市における支援学級在籍者数

① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍児童・生徒数は、年々増加しており、令和元年（2019年）5月1日現在149人となっています。小学校は年々増加しており、中学校も増減を繰り返しながら増加傾向となっています。

図 1-24 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移



資料：大阪狭山市教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

②大阪狭山市における支援学級在籍者数

大阪狭山市における支援学級在籍者数は、令和元年（2019年）5月1日現在、小学校は27学級114人、中学校は9学級35人となっています。小学校・中学校とも在籍者数は増加傾向にあり、小学校では自閉性・情緒障がい、中学校では知的障がい最も多くなっています。

図 1－25 学校別在籍者数の推移

		平成 27 年 (2015 年)		平成 28 年 (2016 年)		平成 29 年 (2017 年)		平成 30 年 (2018 年)		令和元年 (2019 年)	
		学級数	在籍者数 (人)	学級数	在籍者数 (人)	学級数	在籍者数 (人)	学級数	在籍者数 (人)	学級数	在籍者数 (人)
小学校	弱視	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	知的障がい	8	32	7	29	9	38	9	39	9	43
	肢体不自由	4	7	4	8	4	8	4	7	4	7
	病弱・身体虚弱	3	4	2	4	2	5	2	5	2	5
	自閉症・情緒障がい	7	30	9	35	9	40	10	50	10	56
	難聴	0	0	0	0	1	2	1	2	1	2
合計		23	74	23	77	26	94	27	104	27	114

		平成 27 年 (2015 年)		平成 28 年 (2016 年)		平成 29 年 (2017 年)		平成 30 年 (2018 年)		令和元年 (2019 年)	
		学級数	在籍者数 (人)	学級数	在籍者数 (人)	学級数	在籍者数 (人)	学級数	在籍者数 (人)	学級数	在籍者数 (人)
中学校	弱視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障がい	2	6	3	11	3	13	4	21	4	17
	肢体不自由	2	2	2	3	2	3	2	3	2	3
	病弱・身体虚弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自閉症・情緒障がい	4	17	4	19	4	16	4	18	3	15
合計		8	25	9	33	9	32	10	42	9	35

資料：大阪狭山市教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

③大阪府立支援学校における本市児童の在籍者数の推移

図 1-26 大阪府立支援学校における本市児童の在籍者数の推移

単位：人

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
府立支援学校 (小学部)	6	9	7	7	10
(中学部)	15	12	12	8	10
合計	21	21	19	15	20

資料：大阪狭山市教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

④学校別在籍者数の推移

図 1-27 学校別在籍者数の推移

単位：人

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
府立富田林支援学校 (小学部)	4	7	6	7	8
(中 学 部)	11	9	9	7	8
小計	15	16	15	14	16
府立藤井寺支援学校 (小学部)	1	0	1	0	2
(中 学 部)	2	2	2	0	1
小計	3	2	3	0	3
府立羽曳野支援学校 (小学部)	1	2	0	0	0
(中 学 部)	1	1	0	0	0
小計	2	3	0	0	0
府立中津支援学校 (小学部)	0	0	0	0	0
(中 学 部)	1	0	0	0	0
小計	1	0	0	0	0
府立平野支援学校 (小学部)	0	0	0	0	0
(中 学 部)	0	0	1	1	1
小計	0	0	1	1	1
合計	21	21	19	15	20

資料：大阪狭山市教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

4 就労状況

(1) 障がい者の求職・雇用状況

①障がい者の求職申込件数と就職件数

図 1-28 障がい者の求職申込件数と就職件数

		平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
		件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
ハロー ワーク 河内長野	求職申込件数	468	25.1%	442	△5.6%	432	△2.3%
	就職件数	234	36.8%	239	2.1%	247	3.3%
大阪	求職申込件数	14,842	4.3%	15,297	3.1%	16,199	5.9%
	就職件数	6,426	19.8%	7,017	9.2%	7,911	12.7%
全国	求職申込件数	187,198	4.5%	191,853	2.5%	202,143	5.4%
	就職件数	90,191	6.6%	93,229	3.4%	97,814	4.9%

		平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)	
		件数	前年比	件数	前年比
ハロー ワーク 河内長野	求職申込件数	392	△9.3%	423	7.9%
	就職件数	287	16.2%	289	0.7%
大阪	求職申込件数	16,706	3.1%	18,659	11.7%
	就職件数	8,329	5.3%	7,930	△4.8%
全国	求職申込件数	211,271	4.5%	223,229	5.7%
	就職件数	102,318	4.6%	103,163	0.8%

資料：ハローワーク河内長野（管轄：大阪狭山市、富田林市、河内長野市、河南町、太子町、千早赤阪村）

②障がい種別にみる就職件数

図 1-29 障がい種別にみる就職件数

		平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
身体 障がい者	ハローワーク 河内長野	70	29.9%	76	31.8%	62	25.1%
	大阪	2,155	33.5%	2,176	31.0%	2,194	27.7%
	全国	28,003	31.0%	26,940	28.9%	26,756	27.4%
知的 障がい者	ハローワーク 河内長野	56	23.9%	54	22.6%	49	19.8%
	大阪	1,486	23.1%	1,639	23.4%	1,815	22.9%
	全国	19,958	22.1%	20,342	21.8%	20,987	21.5%
精神 障がい者 その他の 障がい者	ハローワーク 河内長野	108	46.2%	109	45.6%	136	55.1%
	大阪	2,785	43.3%	3,202	45.6%	3,902	49.3%
	全国	42,230	46.8%	45,947	49.3%	50,071	51.2%

		平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)	
		件数	構成比	件数	構成比
身体 障がい者	ハローワーク 河内長野	74	25.8%	73	25.3%
	大阪	2,317	27.8%	1,995	25.2%
	全国	26,841	26.2%	25,484	24.7%
知的 障がい者	ハローワーク 河内長野	40	13.9%	50	17.3%
	大阪	1,917	23.0%	1,759	22.2%
	全国	22,234	21.7%	21,899	21.2%
精神 障がい者 その他の 障がい者	ハローワーク 河内長野	173	60.3%	166	57.4%
	大阪	4,095	49.2%	4,176	52.7%
	全国	53,243	52.0%	55,780	54.1%

資料：ハローワーク河内長野（管轄：大阪狭山市、富田林市、河内長野市、河南町、太子町、千早赤阪村）

2 アンケート調査結果（抜粋）

○調査の目的

本調査は、第6期大阪狭山市障がい福祉計画及び第2期大阪狭山市障がい児福祉計画策定にあたり、基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

○調査対象 大阪狭山市在住の障がい者手帳所持者から無作為抽出

○調査期間 令和2年（2020年）9月1日から令和2年（2020年）9月18日

○調査方法 郵送による配布・回収

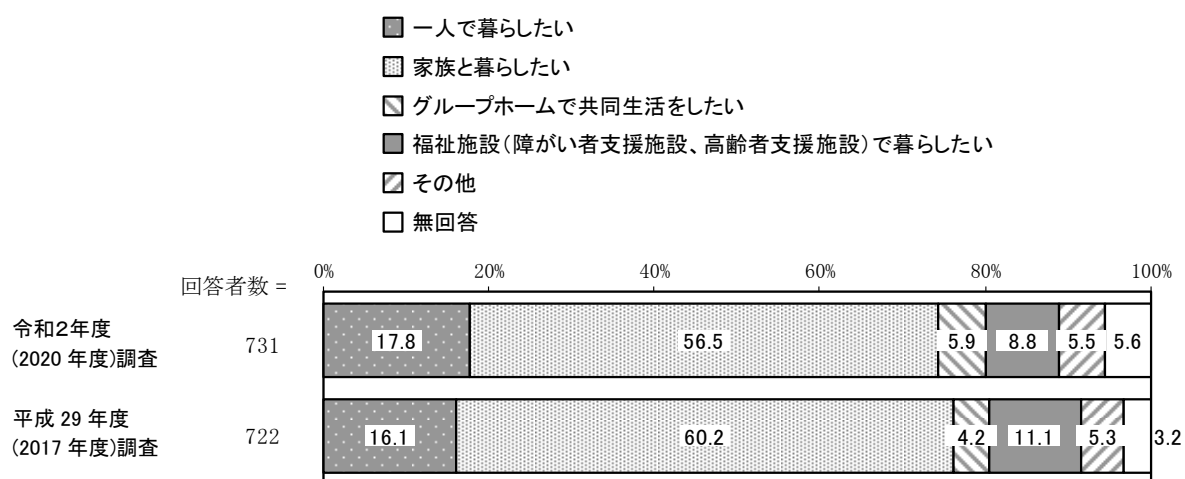
○回収状況

配 布 数	有効回答数	有効回答率
1,400 通	731 通	52.2%

（1）住まいや暮らし方について

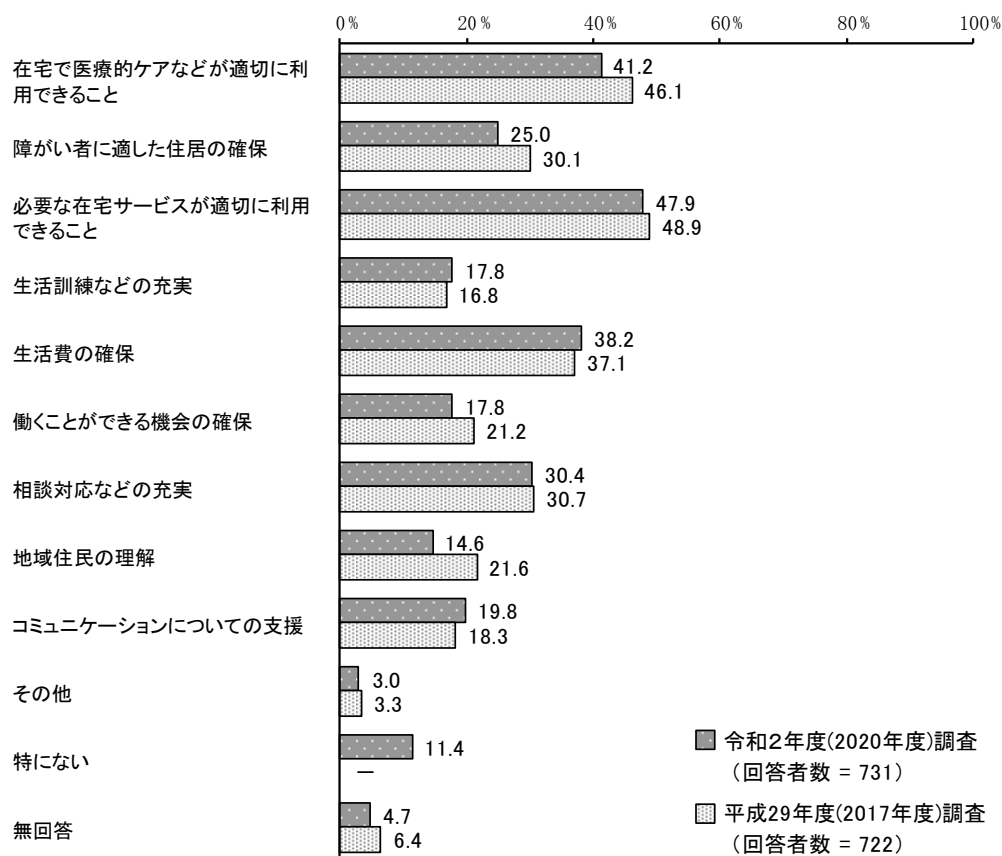
あなたは将来、どのように暮らしたいと思うかについて、「家族と暮らしたい」の割合が56.5%と最も高く、次いで「一人で暮らしたい」の割合が17.8%となっています。

図2-1 あなたは将来、どのように暮らしたいと思いますか。（○は1つ）



希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思うかについて、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が47.9%と最も高く、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に利用できること」の割合が41.2%、「生活費の確保」の割合が38.2%となっています。

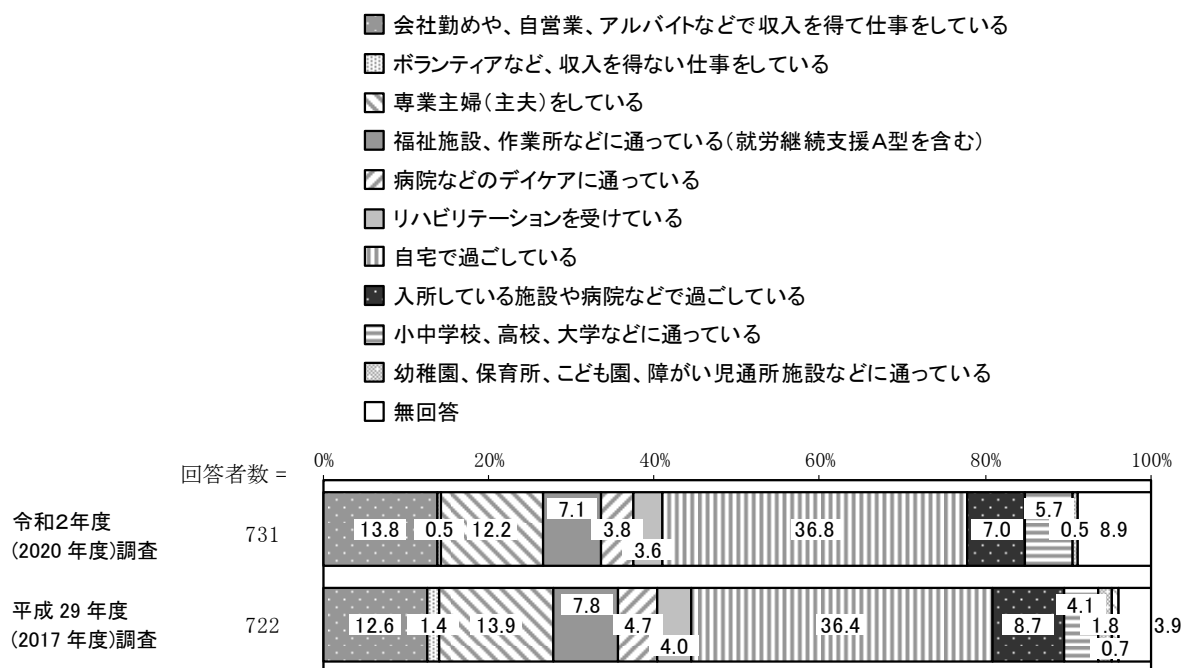
図2-2 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)



(2) 日中活動や就労について

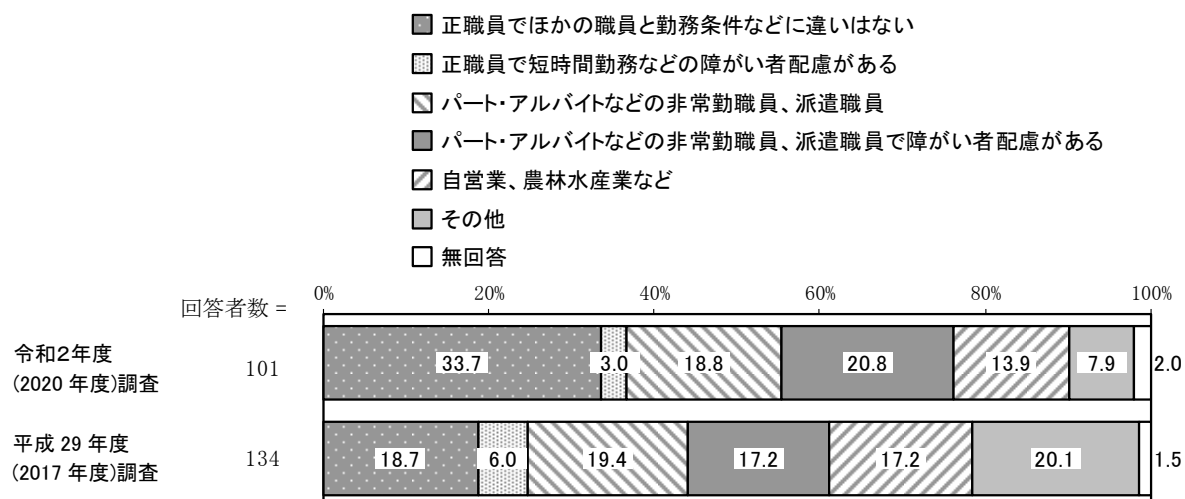
あなたは、平日の日中を主にどのように過ごすかについて、「自宅で過ごしている」の割合が36.8%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、アルバイトなどで収入を得て仕事をしている」の割合が13.8%、「専業主婦（主夫）をしている」の割合が12.2%となっています。

図2-3 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(〇は1つ)



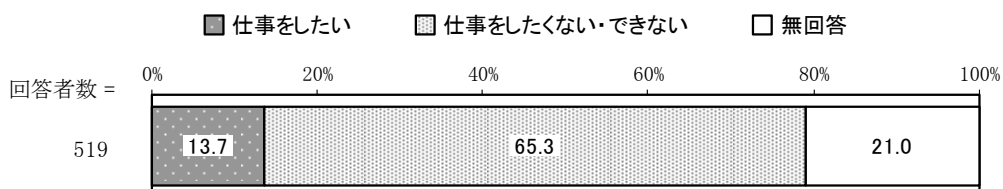
どのような勤務形態で働いているかについて、「正職員でほかの職員と勤務条件などに違いはない」の割合が33.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員で障がい者配慮がある」の割合が20.8%、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」の割合が18.8%となっています。

図2-4 どのような勤務形態で働いていますか。(〇は1つ)

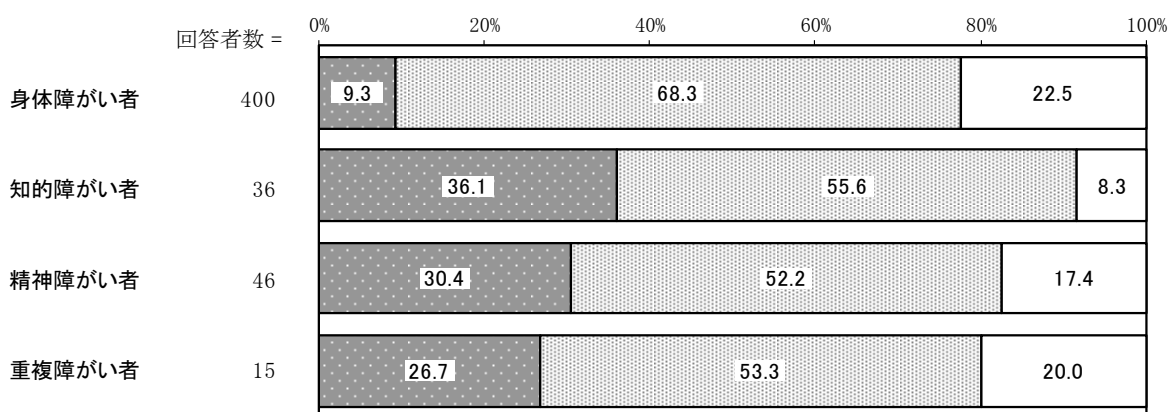


あなたは、今後収入を得る仕事をしたいかについて、障がい区分別でみると、他に比べ、知的障がい者、精神障がい者で「仕事をしたい」の割合が高く、それぞれ 36.1%、30.4%となっています。また、身体障がい者で「仕事をしたくない・できない」の割合が高く、68.3%となっています。

図 2-5 あなたは、今後収入を得る仕事をしたいですか。(○は1つ)

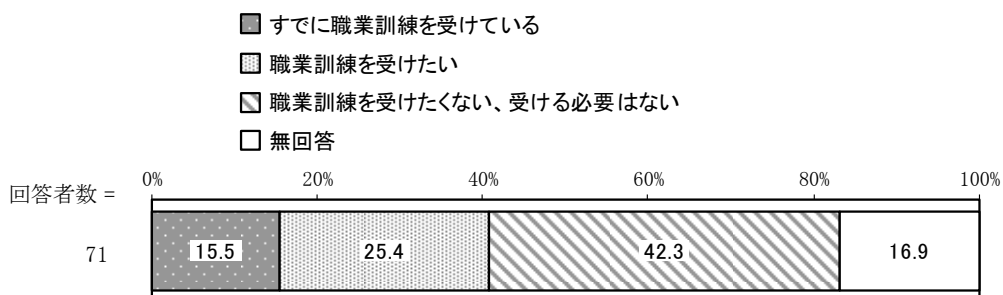


【障がい区分別】



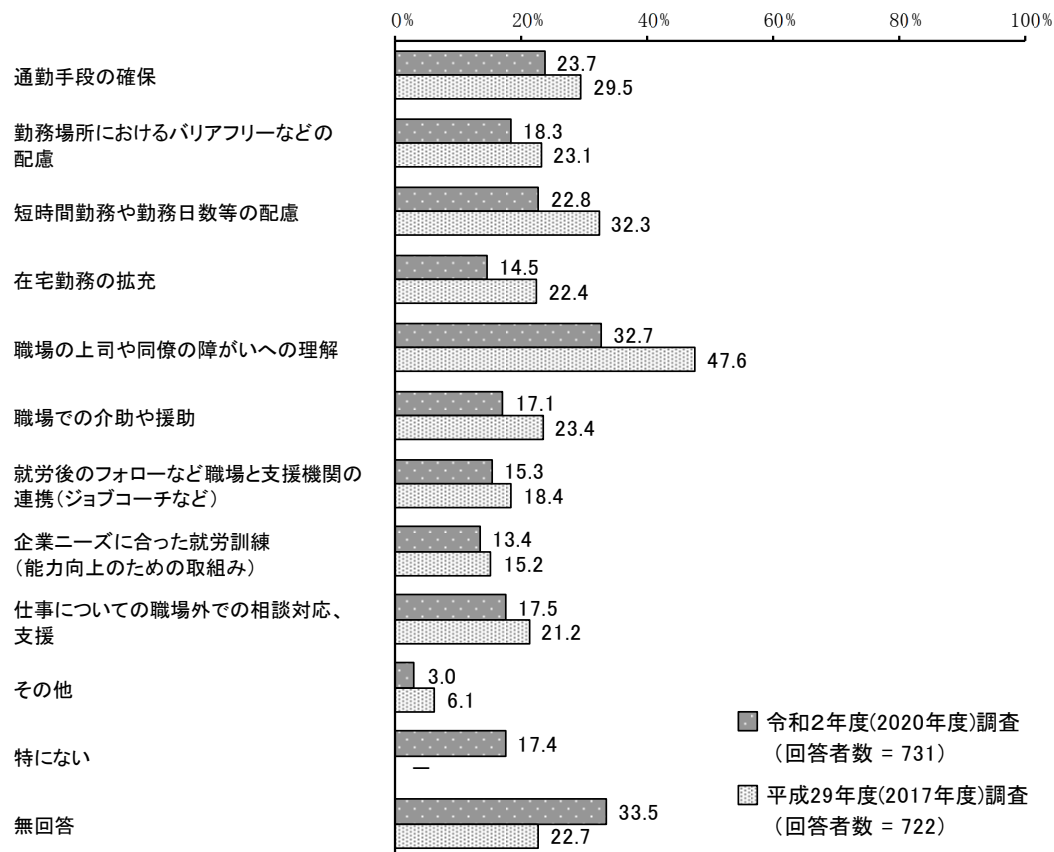
収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思うかについて、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」の割合が 42.3%と最も高く、次いで「職業訓練を受けたい」の割合が 25.4%、「すでに職業訓練を受けている」の割合が 15.5%となっています。

図 2-6 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。(○は1つ)



あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思うかについて、「職場の上司や同僚の障がいへの理解」の割合が 32.7%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」の割合が 23.7%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の割合が 22.8%となっています。

図 2-7 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

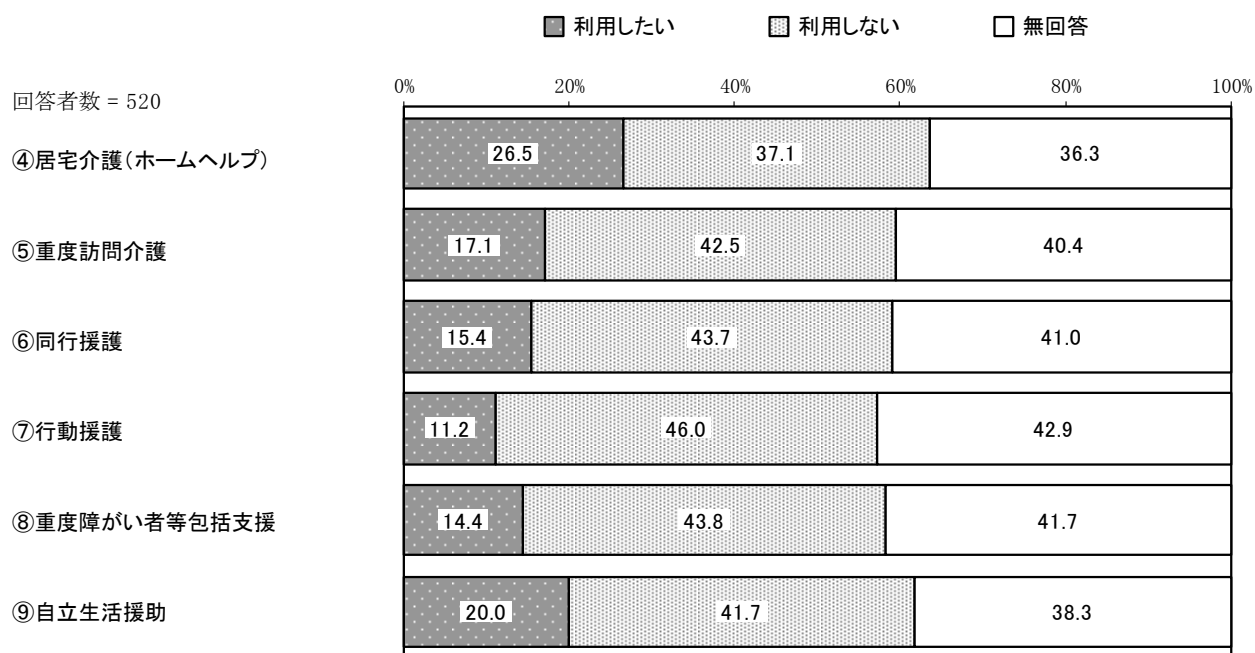


(3) 訪問系サービスの利用希望

① 身体障がい者

身体障がい者では、『④居宅介護（ホームヘルプ）』で「利用したい」の割合が高く、26.5%となっています。

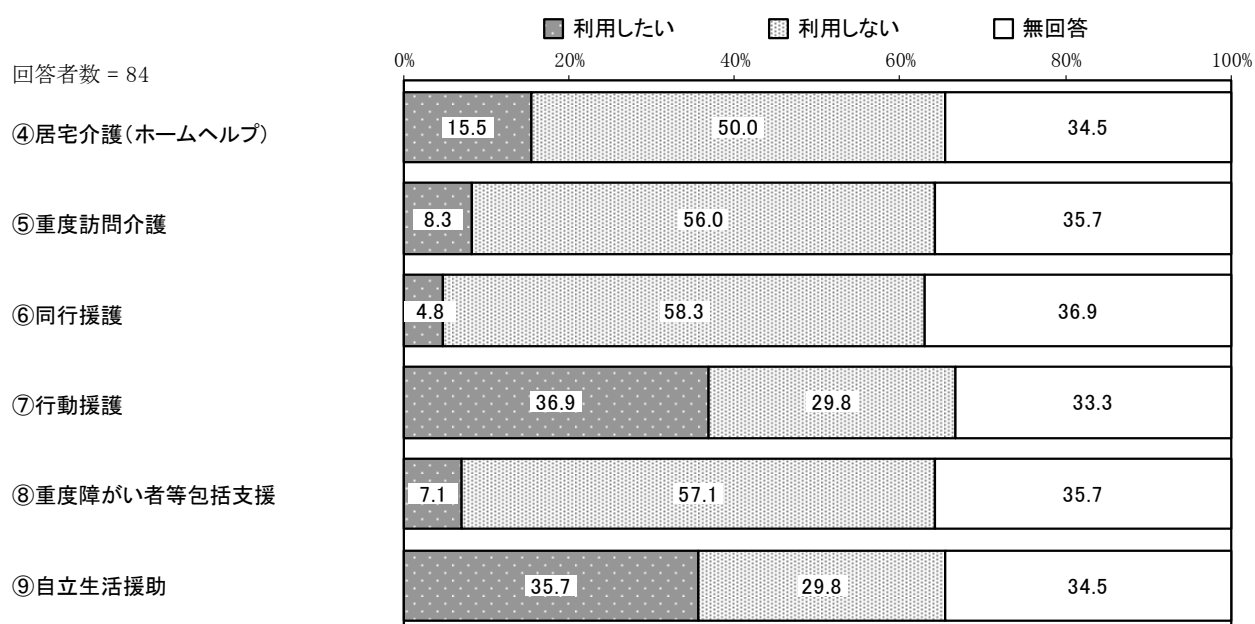
図 2－8 訪問系サービスの今後の利用



② 知的障がい者

知的障がい者では、『⑦行動援護』『⑨自立生活援助』で「利用したい」の割合が高く、それぞれ 36.9%、35.7%となっています。

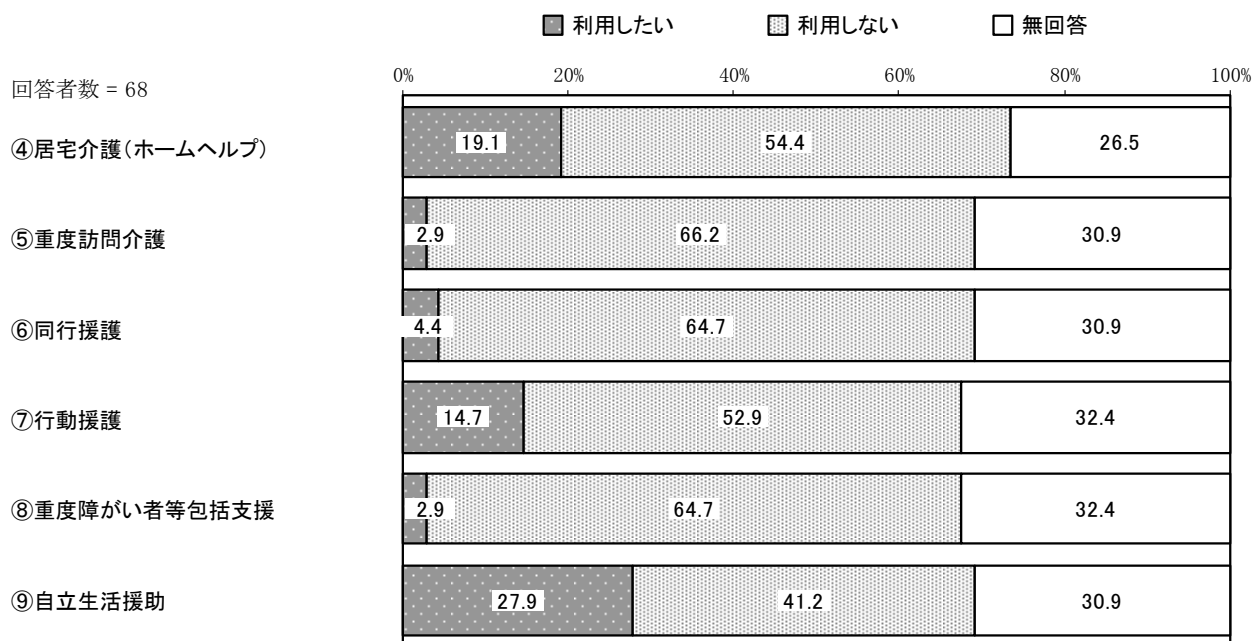
図 2－9 訪問系サービスの今後の利用



③ 精神障がい者

精神障がい者では、『⑨自立生活援助』で「利用したい」の割合が高く、27.9%となっています。

図 2-10 訪問系サービスの今後の利用

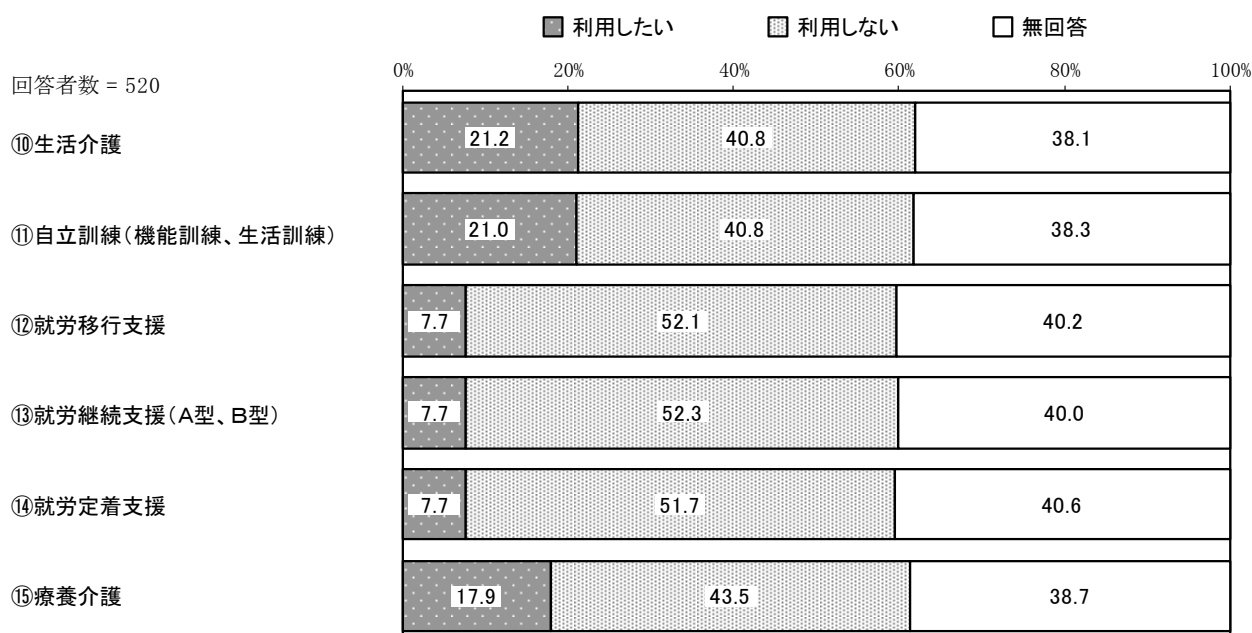


(4) 日中活動系サービスの利用希望

① 身体障がい者

身体障がい者では、『⑩生活介護』『⑪自立訓練(機能訓練、生活訓練)』『⑮療養介護』で「利用したい」の割合が高く、それぞれ21.2%、21.0%、17.9%となっています。

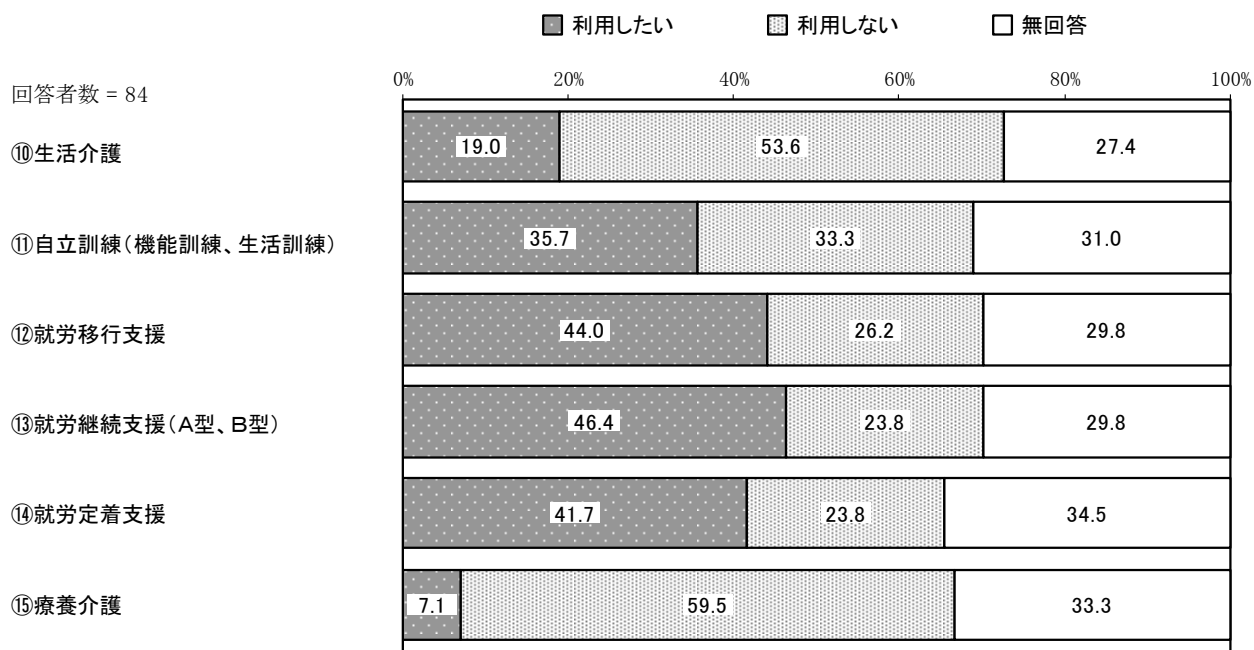
図 2-11 日中活動系サービスの今後の利用



② 知的障がい者

知的障がい者では、『⑫就労移行支援』『⑬就労継続支援（A型、B型）』で「利用したい」の割合が高く、それぞれ44.0%、46.4%となっています。

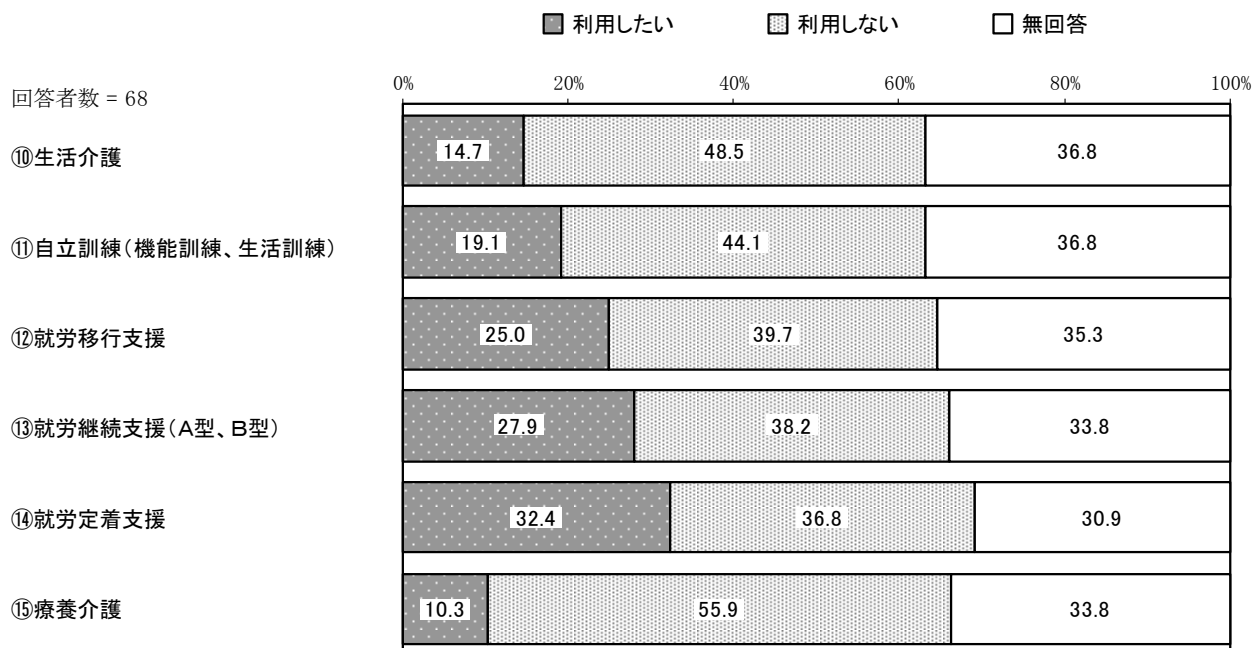
図 2-12 日中活動系サービスの今後の利用



③ 精神障がい者

精神障がい者では、『⑬就労継続支援（A型、B型）』『⑭就労定着支援』で「利用したい」の割合が高く、それぞれ27.9%、32.4%となっています。

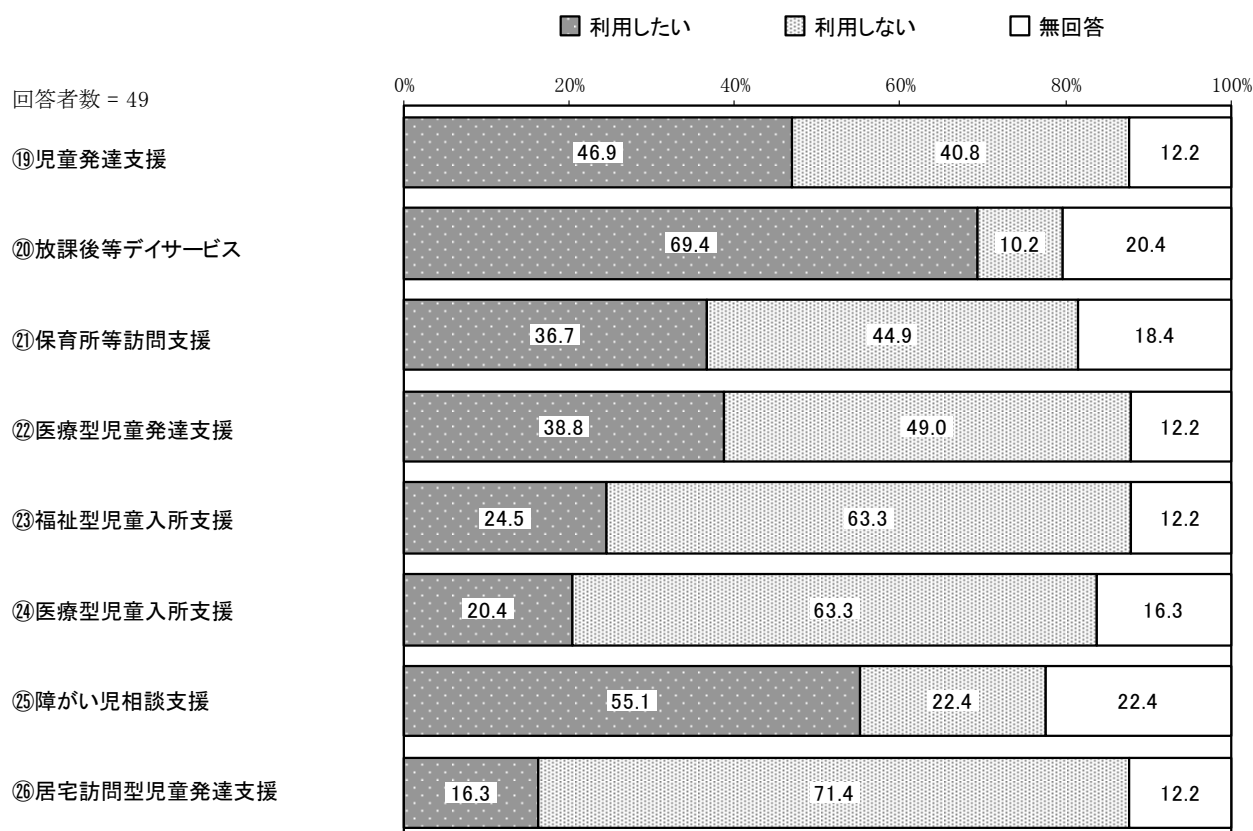
図 2-13 日中活動系サービスの今後の利用



（５）障がい児サービスの利用希望

『⑳放課後等デイサービス』で「利用したい」の割合が高く、69.4%となっています。

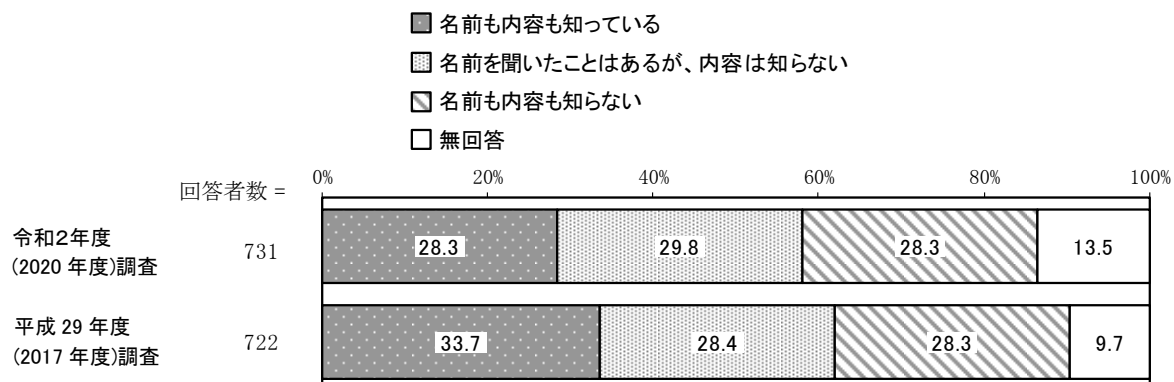
図 2-14 障がい児サービスの今後の利用



（６）権利擁護について

成年後見制度について、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が29.8%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」、「名前も内容も知らない」の割合がそれぞれ28.3%、28.3%となっています。また、平成29年度より制度の認知度が5.4%低くなっています。

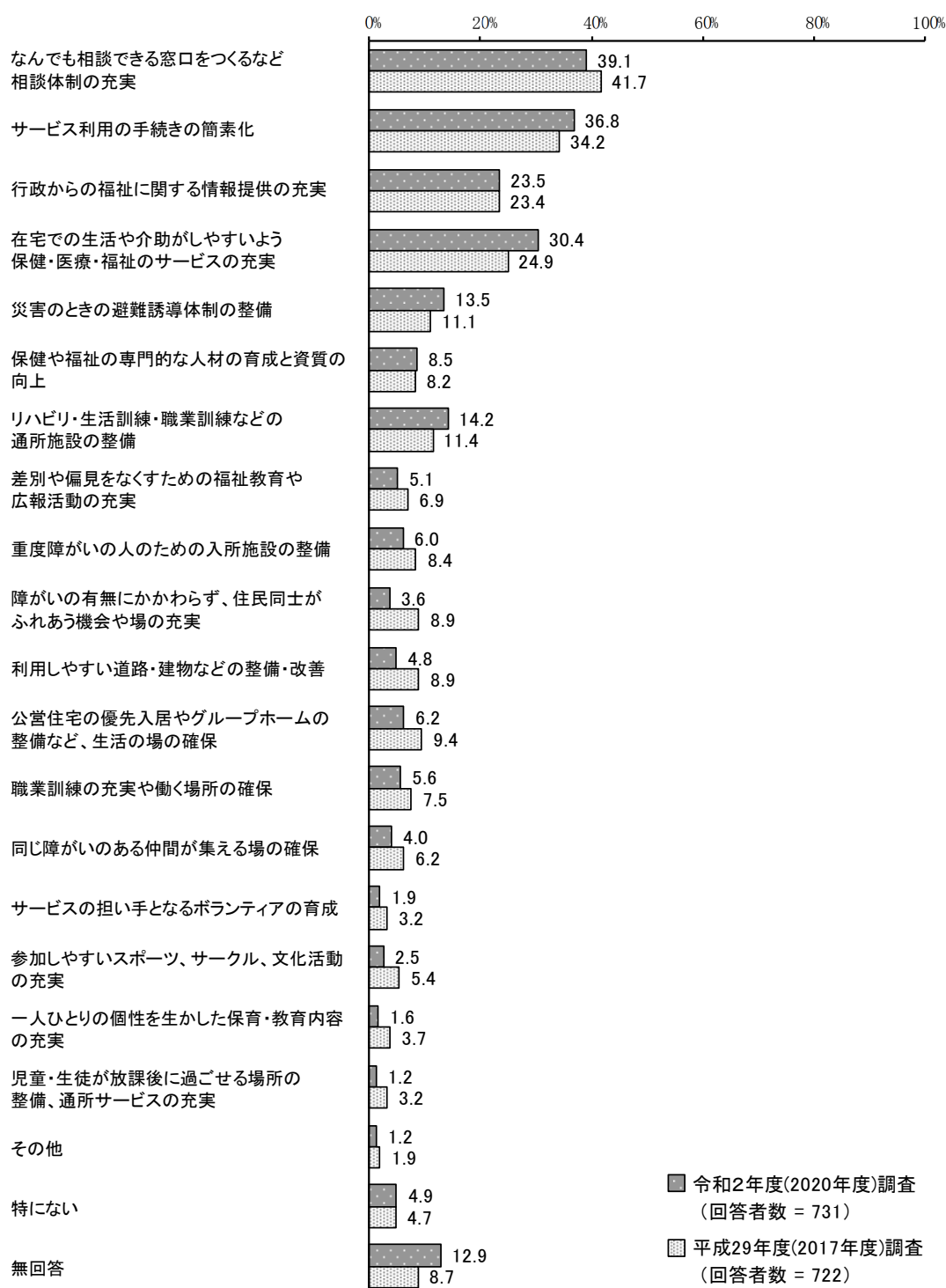
図 2-15 あなたは、成年後見制度についてご存じですか。（○は1つ）



(7) 障がい者福祉施策への要望について

あなたにとって特に充実すべき障がい福祉施策は何かという質問について、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」の割合が39.1%と最も高く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」の割合が36.8%、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」の割合が30.4%となっています。

図2-16 あなたにとって特に充実すべき障がい福祉施策は何だとお考えですか。(〇は3つまで)



3 第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画における各事業の提供体制（抜粋）

「子ども・子育て支援法」において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されており、効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

「子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がい児の子ども・子育て支援などの利用ニーズの把握やその提供体制の整備について、子育て支援施策と緊密に連携を図ることから、「第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」における各事業の提供体制を抜粋しました。

事業種別	計画値（提供体制）		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
幼稚園・認定こども園（1号認定）	1,230人	1,120人	1,135人
保育所・認定こども園及び地域型保育事業（2号認定・3号認定）	1,276人	1,276人	1,316人
延長保育事業 (時間外保育事業)	606人	599人	597人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	882人	882人	882人
子育て短期支援事業	45人	45人	45人
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	480人	480人	480人
養育支援訪問事業	10人	10人	10人
地域子育て支援拠点事業	40,000人	40,000人	40,000人
一時預かり事業「幼稚園・認定こども園（教育利用）在園児を対象とした預かり保育」	13,544人	13,383人	13,334人
一時預かり事業「幼稚園・認定こども園（教育利用）在園児を対象とした預かり保育以外」	3,731人	3,713人	3,702人
病児病後児保育事業	50人	50人	50人
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	150人	150人	150人
妊婦健康診査	6,000人	6,000人	6,000人

4 大阪狭山市障害者施策推進協議会条例及び検討委員会設置規程

Ⅱ 1 大阪狭山市障害者施策推進協議会条例

平成9年9月26日

条例第15号

改正 平成16年12月24日条例第23号

平成16年12月24日条例第25号

平成23年9月26日条例第18号

平成25年3月27日条例第17号

平成28年12月21日条例第26号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、本市に大阪狭山市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる協議会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

3 報酬並びに費用弁償支給条例（昭和35年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成16年12月24日条例第23号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日条例第25号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

（平成17年規則第34号で平成17年4月18日から施行）

附 則（平成23年9月26日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月21日条例第26号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 大阪狭山市障害者計画、大阪狭山市障害福祉計画 及び大阪狭山市障害児福祉計画検討委員会設置規程

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく大阪狭山市障害者計画（以下「障害者計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく大阪狭山市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく大阪狭山市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）を円滑に策定するため、大阪狭山市障害者計画、大阪狭山市障害福祉計画及び大阪狭山市障害児福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る調査、研究に関すること。
- （2） 障害者計画案、障害福祉計画案及び障害児福祉計画案の総合調整及び作成に関すること。
- （3） 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しに関すること。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（専門部会）

第6条 検討委員会は、所掌事務を円滑に推進するため、必要に応じて専門的な事項について調査研究を行うための専門部会を置き、意見を求めることができる。

- 2 専門部会は、別表第2に掲げる職にある者のうちから委員長が指名したものををもって充てる。

（庶務）

第7条 検討委員会及び専門部会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成18年6月19日規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規程第4号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規程第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月29日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規程第5号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日規程第18号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月30日規程第1号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

政策推進部長

総務部長

都市整備部長

市民生活部長

防災・防犯推進室長

教育部長

こども政策部長

消防長

別表第2（第6条関係）

政策推進部企画グループ課長

健康福祉部高齢介護グループ課長

健康福祉部健康推進グループ課長

都市整備部都市計画グループ課長

都市整備部土木グループ課長

市民生活部市民相談・人権啓発グループ課長

市民生活部市民協働推進グループ課長

市民生活部農政商工グループ課長

防災・防犯推進室室次長

教育部学校教育グループ課長

教育部社会教育・スポーツ振興グループ課長

こども政策部子育て支援グループ課長

こども政策部保育・教育グループ課長

こども政策部放課後こども支援グループ課長

消防本部総務グループ課長

その他委員長が必要と認める者

5 大阪狭山市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	団体名等
学識経験者	◎ 松端 克文	武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 教授
障がい者及び障がい者の福祉に関する事業従事者	長尾 鷹康	大阪狭山市身体障害者福祉協議会 会長
	中山 真澄	特定非営利活動法人 あんずの会 理事
	淡路 京子	大阪狭山市精神障害者家族会 大阪狭山つくし会 会長
	○ 吉川 壽一	社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会 副会長
	口野 美也子	大阪狭山市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会 会長
	酢谷 貢	大阪狭山市社会福祉協議会 地区福祉委員会 委員長連絡会 会長
	山本 幸子	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 ワークくみのき 所長
	中嶋 芳彦	大阪狭山市商工会 会長
	井上 美代子	大阪狭山市ボランティアグループ連絡会 委員
	松本 節子	大阪狭山市人権協会 副会長
	楠 喜博	社会福祉法人 自然舎 理事長
関係行政機関の職員	中森 祐次	大阪狭山市支援教育研究会 会長
	泉尾 正彦	大阪府富田林保健所 地域保健課 課長
	太田 正人	大阪府立富田林支援学校 校長
	綿谷 輝昭	大阪府立藤井寺支援学校 校長
	吉田 薫	河内長野公共職業安定所 所長
オブザーバー	オブザーバー参加 丸山 奈緒	大阪府富田林子ども家庭センター 育成支援課 課長補佐

※◎会長、○副会長

6 策定経過

日付	名称	内容等
令和2年（2020年） 7月20日	令和2年度第1回 大阪狭山市障害者施策 推進協議会（書面会議）	- アンケート調査票について - 第6期大阪狭山市障がい福祉計画及び第2期大阪狭山市障がい児福祉計画の目次構成について - 第6期大阪狭山市障がい福祉計画及び第2期大阪狭山市障がい児福祉計画の策定方針について
令和2年（2020年） 9月1日から 令和2年（2020年） 9月18日	アンケート調査実施	・無作為抽出された大阪狭山市在住の障がい者手帳所持者1,400名対象
令和2年（2020年） 11月13日	令和2年度第1回 大阪狭山市障害者計画、大 阪狭山市障害福祉計画及び 大阪狭山市障害児福祉計画 検討委員会	第6期大阪狭山市障がい福祉計画及び第2期大阪狭山市障がい児福祉計画（素案）について
令和2年（2020年） 11月30日	令和2年度第2回 大阪狭山市障害者施策 推進協議会	- 第3次大阪狭山市障がい者計画、第5期大阪狭山市障がい福祉計画及び第1期大阪狭山市障がい児福祉計画の実績報告について - 第6期大阪狭山市障がい福祉計画及び第2期大阪狭山市障がい児福祉計画（素案）について
令和3年（2021年） 1月12日から 令和3年（2021年） 2月1日	パブリックコメント実施	・第6期大阪狭山市障がい福祉計画及び第2期大阪狭山市障がい児福祉計画（素案）について意見募集

7 用語解説

【ア行】

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

【カ行】

ガイドヘルパー

主に、障がい者に対し、外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパー。重度の視覚障がい者や脳性まひ者等全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣される。

基幹相談支援センター

障がいがある人やその家族の最初の窓口となるとともに、地域の実情に応じて、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がい者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

権利擁護

認知症高齢者等判断能力が不十分な利用者の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されている。また、民法では成年後見制度が規定されている。

高次脳機能障がい

外傷性の脳損傷や脳血管障がいの後遺症として、記憶能力の障がい、集中力や考える力の障がい、行動の異常、言葉の障がい等が生じること。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

【サ行】

CSW

コミュニティソーシャルワーカーの略。支援が必要な高齢者や障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、専門的な相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行う。おおむね中学校区に1人配置されている。

児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

社会的障壁

障がい者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。

手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。

障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念に基づき、障がい者および障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービスの給付等の支援を行うことを目的とする法律。平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成25年4月に障害者自立支援法から改正された。

自立支援医療制度

平成18年4月から開始した制度。これまでの「更生医療」、「育成医療」、「精神障がい者通院医療費公費負担制度」について、制度間の負担の不均衡を解消し、必要な医療を確保しつつ、制度運営の効率と安定を確保するため、利用者全体で支える制度として一つに統合された。障がいのある人が、その心身の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を行う。

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において確認され、令和2年1月30日、世界保健機関（WHO）により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言され、3月11日にはパンデミック（世界的な大流行）の状態にあると表明された。令和3年1月末時点、国内で感染者数（死亡者数）は、386,742名（5,654名）、220の国・地域に広がった。

身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者であって、県知事等から身体障がい者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

精神障がい者

統合失調症、気分障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患のある人（発達障がいを含む）。

精神障がい者保健福祉手帳

精神障がいにより、長期にわたり日常生活、社会生活に制約のある人を対象に交付される手帳。障がいの程度により、1級から3級に認定される。

成年後見制度

知的障がい・精神障がいや認知症などのため判断能力が不十分な人に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理、身上監護などの法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。

【タ行】

地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型までである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域自立支援協議会

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。地域の実態や課題等の情報を共有して、協働するネットワークであり、相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、障がい者関係団体等で構成される。

地域生活支援拠点等

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

地域精神医療体制整備広域コーディネーター

大阪府から派遣され、精神科病院職員の退院促進に関する研修支援や退院の可能性のある患者を市町村自立支援協議会につなぎ、地域移行推進体制を支援するコーディネーター。

知的障がい者

知的機能の障がいがあるが未発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別の援助を必要とする状態にある人。

地域福祉計画

社会福祉法に基づき策定する。地域に住む誰もが地域社会を構成する一員としていきいきと日常生活を営むことができるよう、市民が福祉や健康をはじめとした生活課題に自ら取り組み、互いに支え合うことができる地域福祉を推進するための計画。

【ナ行】

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

ネブライザー

のどや気管の病気の際に、薬液を霧状にして口や鼻から吸収させる装置。

【ハ行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥／多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。

パブリックコメント

公衆の意見。また、公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。

P D C A サイクル

計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画にいかすプロセスのこと。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする人のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な非難の確保を図るため特に支援を要する人。

【マ行】

民生委員・児童委員

民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。児童福祉法の児童委員を兼務し、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無・年齢・性別・人種などの違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物・施設・製品などのデザインをしていこうという考え方。

要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

【ラ行】

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

リハビリテーション

医学的なリハビリテーション（社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練）にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージの各段階において、何らかの障がいのある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指そうという考え方。

第6期大阪狭山市障がい福祉計画
第2期大阪狭山市障がい児福祉計画

令和3年（2021年）3月

発行 大阪狭山市 健康福祉部 福祉グループ
〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の1
電話 072-366-0011（代表）